

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成29年5月19日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 昌秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二 連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4721
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田先進国コアファンド（年2回決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限 1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

明治安田先進国コアファンド（年２回決算型）（以下「ファンド」ということがあります。）

愛称として「MYコア（年２回決算型）」という名称を用いることがあります。

当ファンドには、運用にかかる基本方針、主要投資対象、投資態度等を等しくし、収益分配の頻度、分配方針等を異にする「明治安田先進国コアファンド（年１回決算型）」があり、それぞれをあるいは総称して「明治安田先進国コアファンド」および「MYコア」という名称を用いることがあります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の１口当たり元本は、１円（１万口当たり元本金額１万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありませぬ。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しませぬ。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

１,０００億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。本届出書において「自動継続投資契約」とは、このファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「自動継続投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動継続投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。以下「別に定める契約」ということがあります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た１口当たりの価額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額は、取扱販売会社または下記にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

### （５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、２.７％（税抜２.５％）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます（以下同じ。）。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

### （６）【申込単位】

「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースでも販売会社が定めるお申込単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、１口単位とします。

販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合せください。

### （７）【申込期間】

平成２９年５月２０日から平成２９年１１月２１日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### （８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）の照会先は以下のとおりです。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

**（ 9 ）【払込期日】**

取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込に係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**（ 1 0 ）【払込取扱場所】**

申込を受付けた販売会社とします。申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「（ 8 ）申込取扱場所」をご参照下さい。

**（ 1 1 ）【振替機関に関する事項】**

株式会社証券保管振替機構

**（ 1 2 ）【その他】**

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

毎年2回、2月21日、8月21日（休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（ 1 1 ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（ 1 1 ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田先進国コアファンド（年2回決算型）は、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券へ分散投資し、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を図ることを目標として運用を行います。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

#### < 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

##### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
不動産投信	日々 その他 ( )	オセアニア 中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券)資産配分変更型))		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

## &lt; 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 &gt;

**その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型））**

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。）を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

**年2回**

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

**グローバル（日本含む）**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

**為替ヘッジあり（部分ヘッジ）**

目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL:<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限1,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

**ファンドの特色**

主として「明治安田日本株式アルファ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）」、および「明治安田マネーパール・マザーファンド」（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」、「各マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。

## 特色

主に日本および先進国の伝統的資産（株式、債券）へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。

当ファンドの投資対象国は、主として先進国（日本を含む）です。投資対象資産は、信用度が高いと考えられる債券および流動性が高いと考えられる株式です。

当ファンドにおける先進国とは、原則としてシティ世界国債インデックスもしくはMSCI-KOKUSAIの構成国、および同指数の参考国のうち、投資対象国として適切と委託会社が判断した国を指します。ただし、投資対象国は将来変更される事があります。

## 特色

リスク水準を一定範囲内に抑えるよう基本資産配分比率を決定し、当社運用プロセスに基づき資産配分比率を見直します。

基本資産配分を原則年1回決定し、定性判断と定量判断により、資産配分比率を機動的に変更します。基本資産配分比率のポートフォリオでは、想定リスクを年率7%以内に抑えることを目指します。

市場環境によっては、定量判断により資産配分比率を大幅に変更して、リスク水準をより引き下げた運用を行うことがあります。

定量判断では、当社独自の価格下落抑制ルールを適用します。

## 特色

毎年2月21日、8月21日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

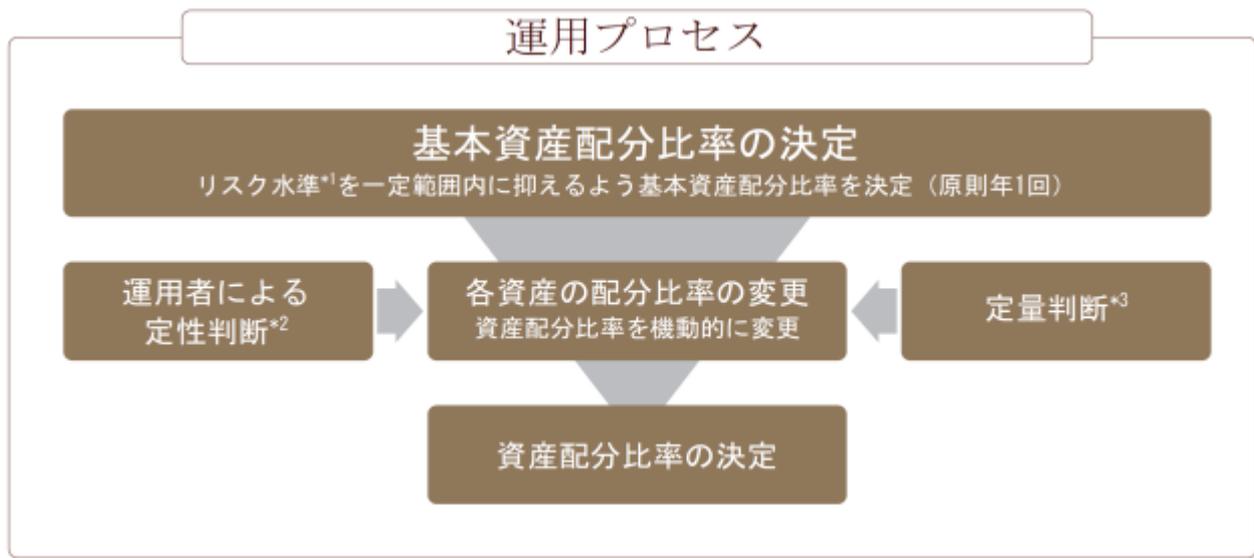
将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

各マザーファンドへの基本資産配分の比率は、当社の投資プロセスに基づいて見直します。

## 当ファンドの資産配分の考え方

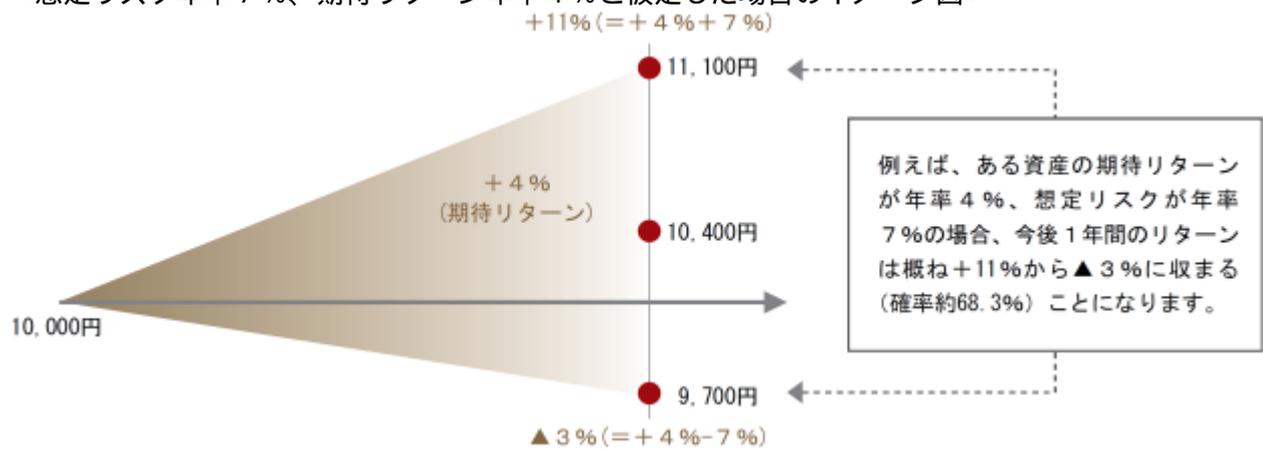
市場の各局面において一定のリスク水準の範囲内で、より優位と思われる資産の配分比率をたかめます。市場の局面によって、高リスク資産と低リスク資産の価格の動きは大きく異なります。当ファンドは、市場環境に応じて資産配分比率を機動的に変更することで、安定した基準価額の上昇を目指します。リスクを抑えながら、安定した信託財産の成長と収益の確保を目指します。当ファンドは、基本資産配分比率を基に、機動的に各資産の配分比率の変更を行います。



運用プロセスは今後変更になる可能性があります。

- \*1 リスク水準とは、各資産の過去の価格データ（インデックス・リターン）を基に算出した将来実現することが予想されるファンドの中長期的なリターンの振れ幅です。当ファンドでは、基本資産配分比率のポートフォリオにおける想定リスクを年率7%以内に抑えることを目指します。
- \*2 世界のさまざまな指標等の動きをもとに運用者が判断を行います。
- \*3 当社独自の価格下落抑制ルールを適用します。

< 想定リスク年率 7%、期待リターン年率 4%と仮定した場合のイメージ図 >



上記のリスクに関する説明は、一般的な概念を示したものであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料では、高リスク資産、および低リスク資産を、以下のとおり位置付けています。

高リスク資産：国内株式、外国株式（または先進国株式ということがあります。）、外国債券（または先進国債券ということがあります。）

低リスク資産：ヘッジ付外国債券（またはヘッジ付先進国債券ということがあります。）、国内債券

上記はイメージであり、実際にはこれと異なる場合があります。また、資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

市場環境が急変した時は、高リスク資産の配分比率を0%にすること（価格下落抑制ルール<sup>\*</sup>の適用）もあります。

当ファンドは、高リスク資産の上昇局面と、高リスク資産の下落局面を推測し、機動的に資産配分比率を変更することで、様々な環境下で安定的な運用を行うことを目指します。

## 市場環境に応じた資産配分比率の変更例(イメージ)

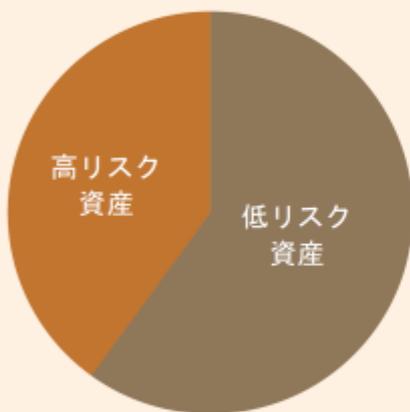
### 高リスク資産の上昇局面

景気拡大期：株式等の高リスク資産が上昇  
円安局面：外国資産等の高リスク資産が上昇

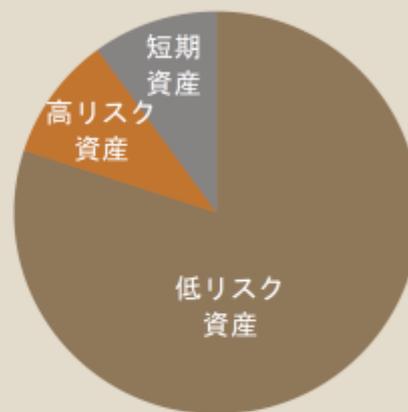
### 高リスク資産の下落局面

景気後退期、金利低下局面：国内債券等の低リスク資産が優位  
円高局面：国内債券、ヘッジ付外国債券等の低リスク資産が優位

### 高リスク資産の資産配分比率増加



### 低リスク資産(短期資産を含む)の資産配分比率増加



#### (\*) 価格下落抑制ルールについて

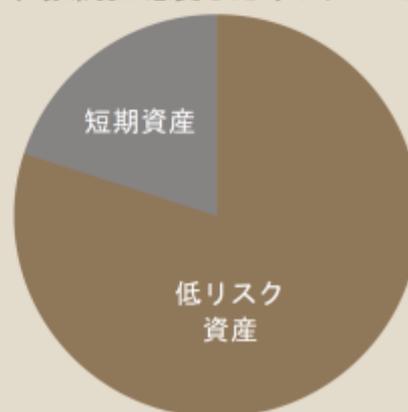
●市場動向を把握するためのリスク管理指標（\*1）による判定を毎月行い、同指標の1ヵ月の下落率が一定割合（\*2）を超えた場合には、運用者の定性判断に関わらず、高リスク資産（国内株式、外国株式、外国債券）の配分比率を0%にすることがあります。

●高リスク資産の配分比率が0%の状態を一定期間（2ヵ月以上）継続した後、同指標に改善がみられた場合は、高リスク資産の組入れを再開します。

（\*1）運用者の定性判断を補完するために、当社独自の手法に基づき算出した指標です。

（\*2）この割合は、長期のシミュレーションの結果で決定しますので、将来において変更されることがあります。

### 市場環境が急変した時のイメージ



上記はイメージであり、実際にはこれと異なる場合があります。また、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## マザーファンドで使用するベンチマークについて

### 国内債券

NOMURA-BPI総合は、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

### 外国債券

シティ世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup IndexLLCに帰属します。

### 国内株式

東証株価指数（TOPIX）は、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます。）が公表する株価指数で、東京証券取引所 市場第一部に上場されている全ての株式の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

### 外国株式

MSCI-KOKUSAIは、MSCI Inc. が算出・公表している株価指数で、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。MSCI-KOKUSAIに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

## （２）【ファンドの沿革】

平成27年4月20日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

### （３）【ファンドの仕組み】

#### ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

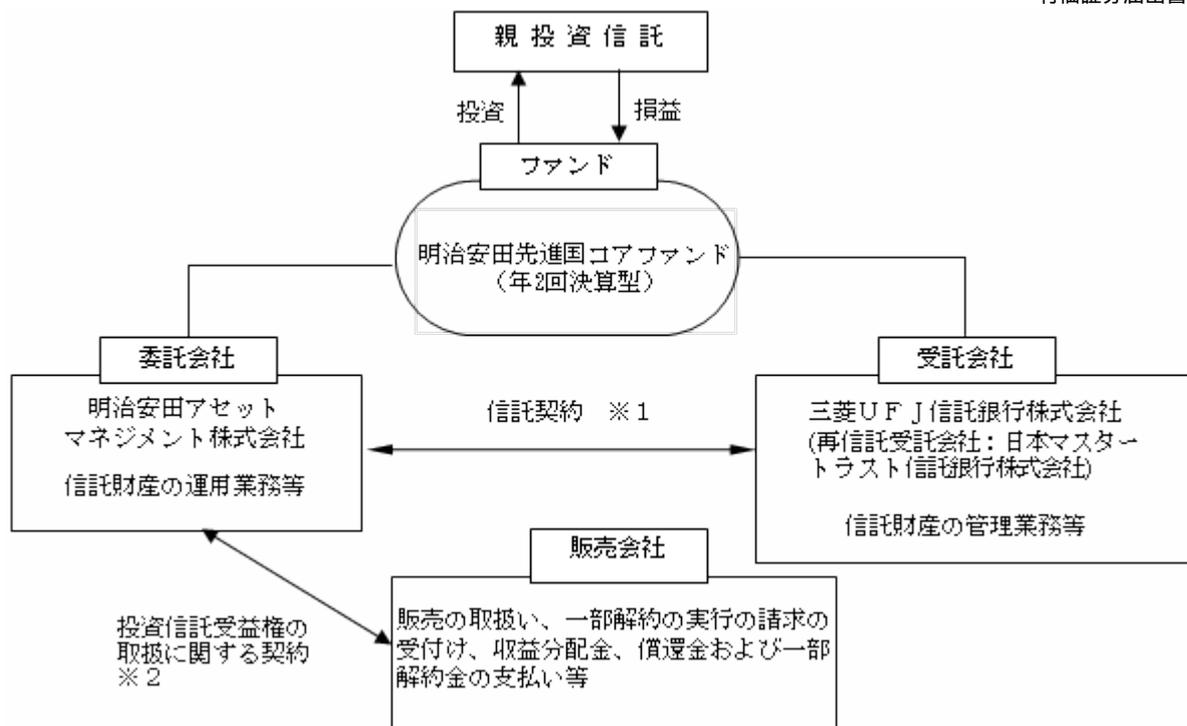
「ファミリーファンド方式」とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

#### 委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。（受託会社は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社  
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



### 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

### 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

### 委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

#### 2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

#### 3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ボッケンハイマー・ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2 2 2	87株	0.46%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

「明治安田先進国コアファンド（年2回決算型）」

#### ・基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

#### ・投資対象

主として、明治安田日本株式アルファ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）および明治安田マネープール・マザーファンドの（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」、「各マザーファンド」ということがあります。）各受益証券を投資対象とします。

#### ・投資態度

主として、直接あるいはマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本および先進国の伝統的資産（株式、債券）へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。リスク水準を一定範囲内に抑えるよう基本資産配分を決定し、当社運用プロセスに基づき各マザーファンドの資産配分比率を見直します。また、市場環境によっては、定量判断により資産配分比率を大幅に変更して、リスク水準をより引き下げた運用を行う場合があります。なお、基本資産配分比率は原則として年1回見直します。

実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。ただし、「明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）」における為替ヘッジ等は除きます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## （ご参考）マザーファンド

### 「明治安田日本株式アルファ・マザーファンド」

#### ・基本方針

TOPIX（東証株価指数）の動きを上回る投資成果を目標として運用を行います。

#### ・投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

#### ・投資態度

主として東京証券取引所市場第一部上場銘柄に分散投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを安定的に上回る投資成果を目指します。

株式の銘柄選定ならびにポートフォリオの構築にあたっては、当社独自のクオンツモデルに基づく定量分析およびポートフォリオ・マネジャーによる定性評価をもちいて行います。

組入銘柄は適宜見直しを行います。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

#### ・投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引は、約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。

スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

## 「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」

## ・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## ・投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

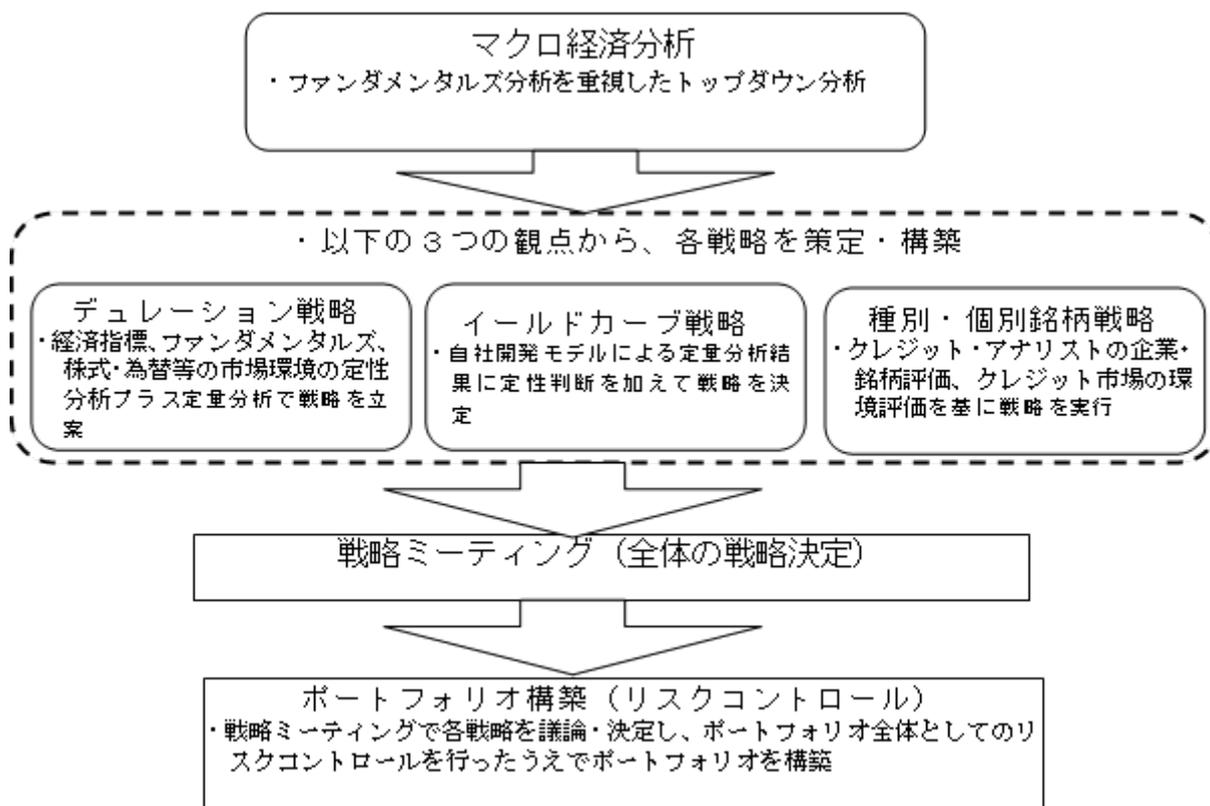
## ・投資態度

「NOMURA-BPI総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者等）が評価した意見です。格付けが高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります（以下同じ）。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

## ・投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

金利先渡取引を約款所定の範囲で行います。



## 「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」

## ・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## ・投資対象

世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

## ・投資態度

MSCI-KOKUSAI（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

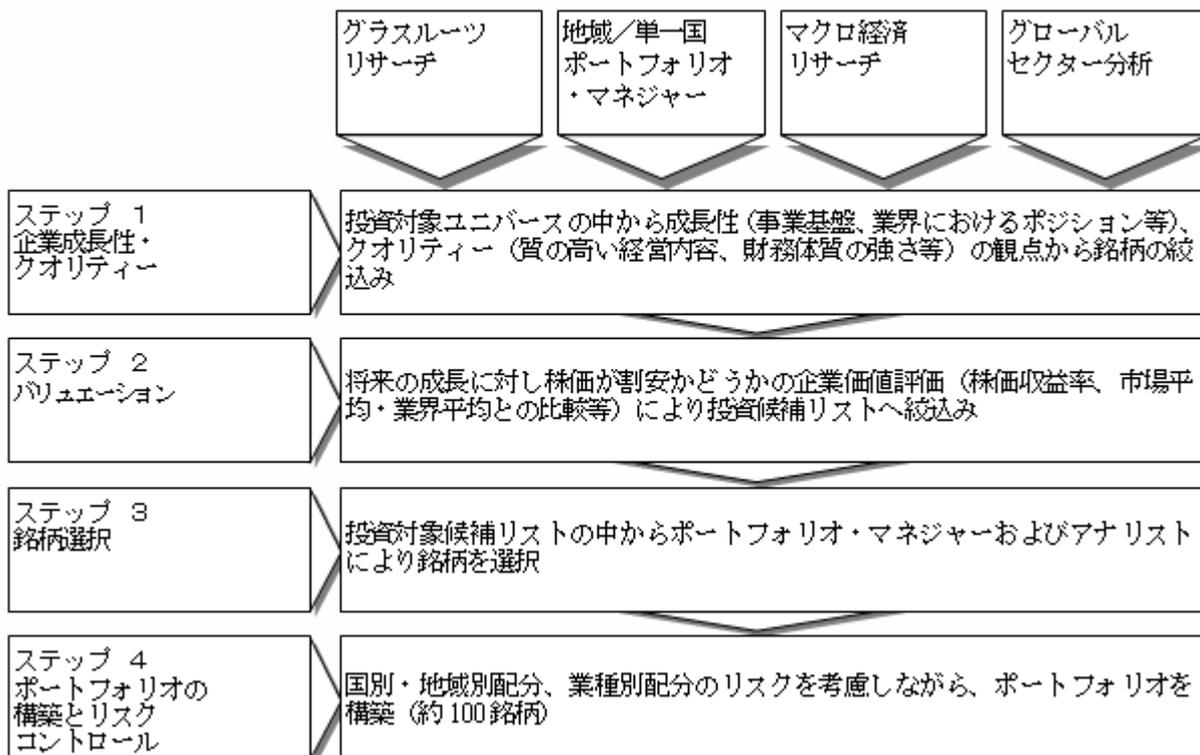
MSCI-KOKUSAIに採用されている国（構成国についてはMSCIの定期的な見直しにより変更される場合があります。）を主な投資対象国としますが、市況動向により、それ以外の国に投資することもあります。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。

- 成長性（事業基盤、業界におけるポジション等）、クオリティー（質の高い経営内容、財務体質の強さ等）に着目し、投資対象銘柄の絞込みをします。
- 将来の成長に対し、株価が割安かどうかの企業価値評価（株価収益率、市場平均・業界平均との比較等）を行い、投資候補リストへの絞込みをします。
- 投資候補リストの中から、国別・地域別配分、業種別配分のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

## 運用プロセスの概要



銘柄選定にあたってはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析に注力したグローバル リサーチと、その補完的役割を果たすグラスルーツ リサーチを活用して、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視します。

グラスルーツ リサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在及び将来の投資に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

## ・投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を約款所定の範囲で行います。

## 「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」

## ・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## ・投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

## ・投資態度

シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

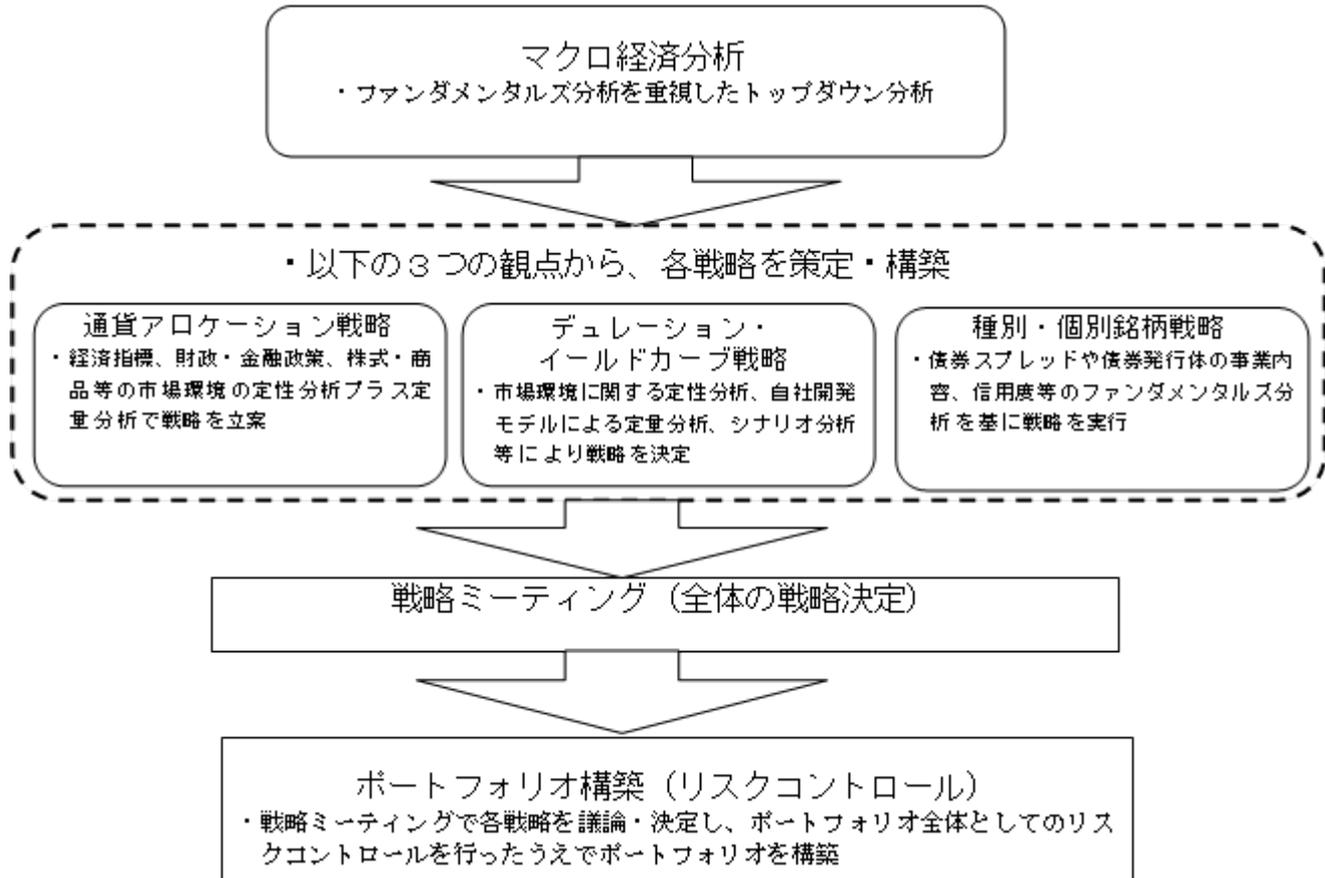
シティ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

ファンドはインデックス構成国を主要投資対象国としますが、常に投資対象国全てに投資するものではありません。

なお、ファンドは、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしますが、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ベンチマークは今後見直す場合があります。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

## ・投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入りを約款所定の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を約款所定の範囲で行います。

## 「明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）」

## ・基本方針

この投資信託は、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）を中長期的に上回る運用成果を目指します。

## ・投資対象

主としてベンチマークを構成する日本を除く先進主要各国の公社債を中心に投資します。なお、ベンチマーク構成国の事業債等に投資する場合があります。

## ・投資態度

シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）をベンチマークとして、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、日本を除く先進主要各国の公社債を中心に分散投資を行います。

信用リスクの低減を図るため、組入れ債券の格付けは原則として取得時に信用ある格付会社によるBBB格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

## ・投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限るものとし、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託を除きます）への投資割合は、資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引は、約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。

スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款所定の範囲で行います。

## 「明治安田マネープール・マザーファンド」

## ・基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

## ・投資対象

国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。

## ・投資態度

国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。

ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。

## ・投資制限

株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

上記各マザーファンドにおいて、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**（２）【投資対象】**

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、明治安田日本株式アルファ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）および明治安田マネープール・マザーファンド（その受益権を他の投資信託の受託会社に取得させることを目的とした親投資信託である証券投資信託であり、以下、それぞれを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～12.の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

20. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で20.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

前、において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### （３）【運用体制】

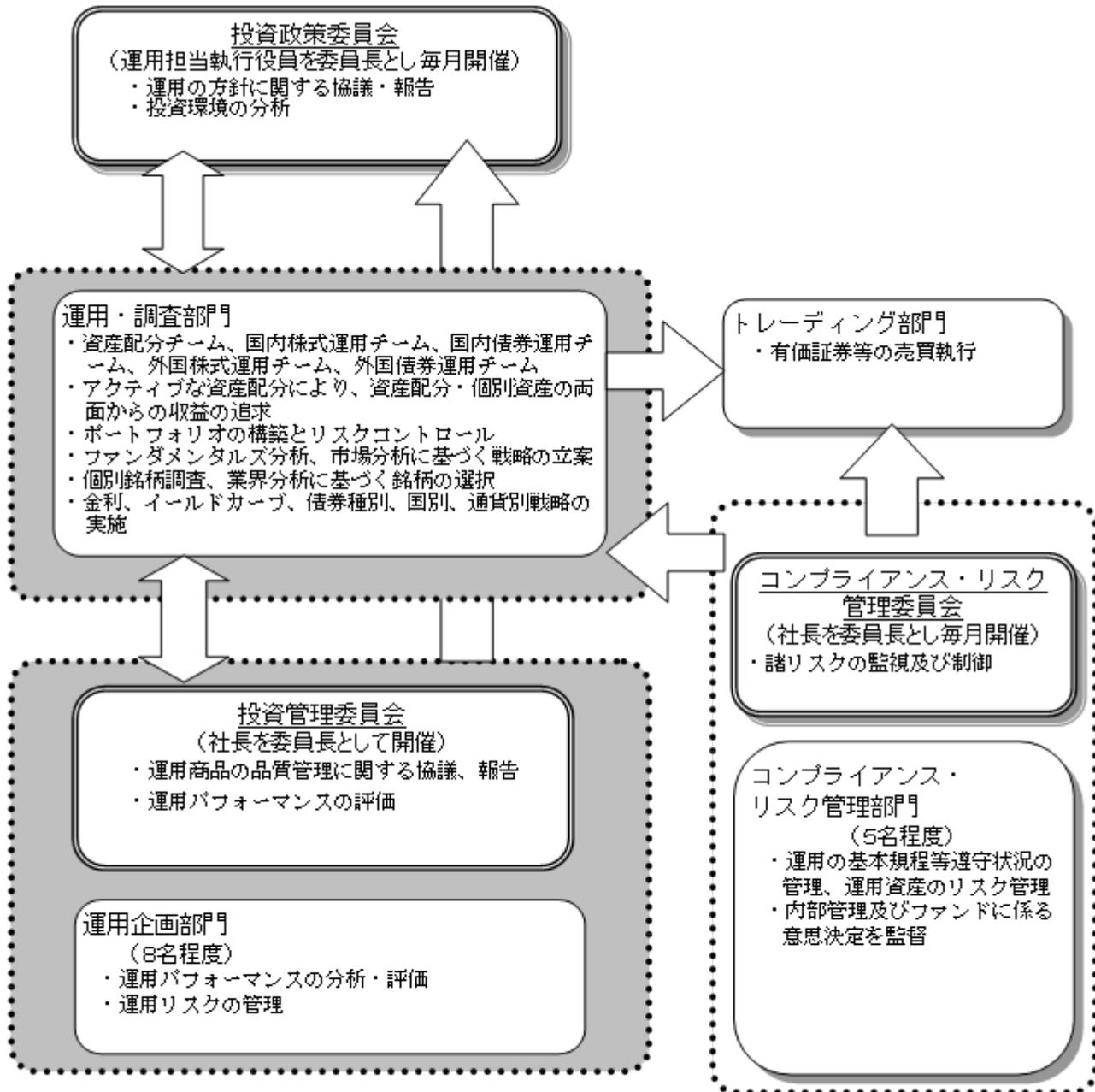
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書作成日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ (<http://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

#### < 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎年２回（２月21日、８月21日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

##### 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して５営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

**（５）【投資制限】**

<投資信託約款に基づく投資制限>

- 1) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託（ETF）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 6) 信用リスク集中回避のための投資制限  
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- 7) 投資する株式等の範囲  
委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。  
前 の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 同一銘柄の株式等への投資制限  
委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図を行いません。  
委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図を行いません。  
前 、 において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 9) 信用取引の指図範囲  
委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。  
前 の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。  
信託財産の一部解約等の事由により、前 の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 10) 同一銘柄の転換社債等への投資制限  
委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図を行いません。  
前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 11) 先物取引等の運用指図・目的・範囲  
委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 12) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 13) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 14) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 15) 有価証券の貸付けの指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前 に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 16) 有価証券の空売りの指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または約款の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前 の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 17) 有価証券の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。

なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

前 の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前 の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

前 の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

19) 外国為替予約取引の指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前 の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替予約の買予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額と、信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替予約の売予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前 の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

前 において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

20) 資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 法律等で規制される投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託会社指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

明治安田先進国コアファンド（年2回決算型）は、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式および債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### ・ 値動きの主な要因

##### 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 為替変動リスク

1. 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
2. ヘッジ付外貨建資産への投資については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、当該リスクを完全に排除できるものではありません。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、ベースでの評価額は下落することがあります。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。

##### 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

##### 運用戦略に関するリスク

当ファンドは、各資産の実質組入比率を機動的に変更することにより、価格下落リスクを抑制することを目指していますが、一定の基準価額水準を保証するものではありません。また、市場の想定外の大きな変動等により、運用戦略が効果的に機能しない場合、価格下落リスクの抑制や市場上昇への追従ができない可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### ・ その他のリスク・留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

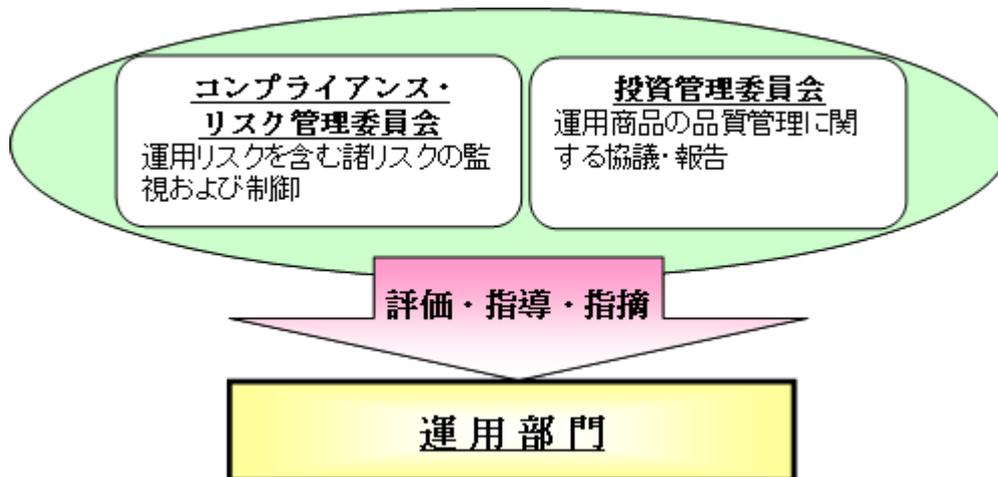
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## (2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

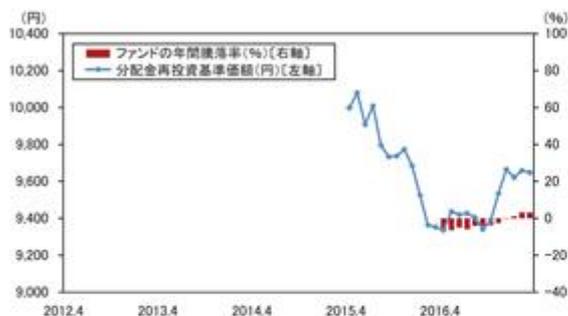
コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## (3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

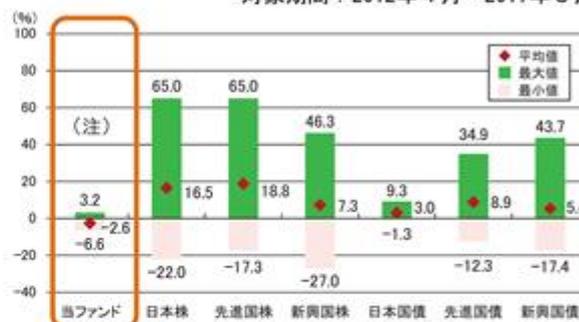
※分配金再投資基準価額は5年前の基準価額を起点として計算したものです。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2012年4月～2017年3月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。したがって、データの個数が異なります。

## ※各資産クラスの指数について

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

## < 代表的な資産クラスの指数について >

**東証株価指数（TOPIX）**は、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

**MSCI-KOKUSAI**は、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**MSCIエマージング・マーケット・インデックス**は、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**NOMURA - BPI（国債）**は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**シティ世界国債インデックス**は、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

**JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）**は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.7%（税抜2.5%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます（以下同じ。）。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

### (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料、信託財産留保額はありませぬ。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.2744%（税抜1.18%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

配分	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.486%（税抜0.45%）	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	0.756%（税抜0.7%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.0324%（税抜0.03%）	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	1.2744%（税抜1.18%）	運用管理費用（信託報酬） ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

上記信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

### (4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として、監査法人に年0.0054%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### (5)【課税上の取扱い】

・個人、法人別の課税の取扱いについて

#### 1. 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金（普通分配金）に対する課税 >

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されませぬ。

期間	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

< 一部解約時および償還時に対する課税 >

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

期間	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

#### < 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加されております。

## 2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

期間	税率
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

### ・ 個別元本方式について

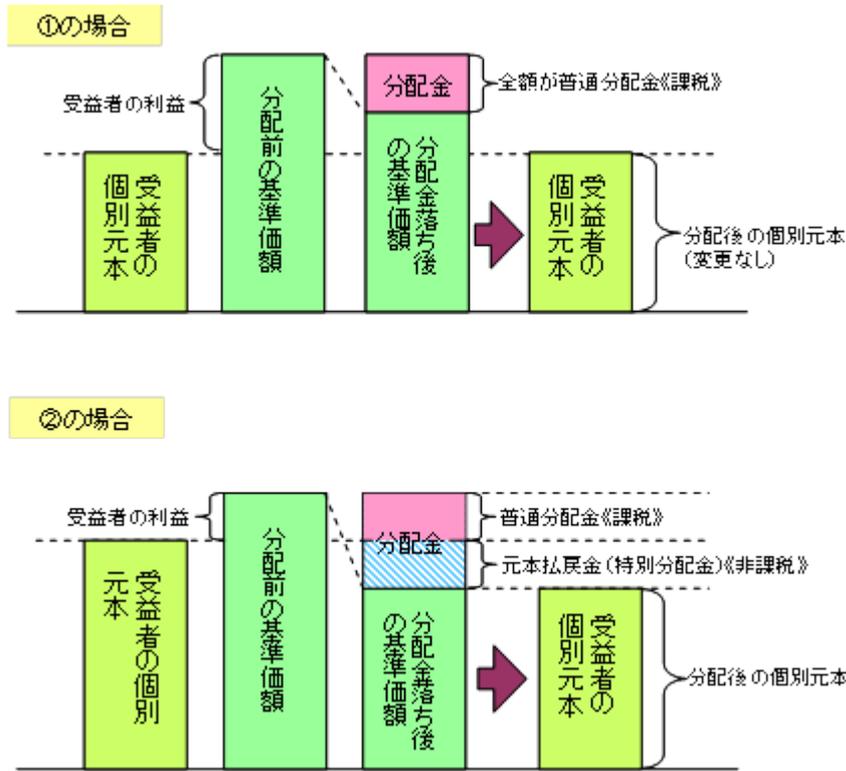
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### ・ 収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

<少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合>

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、20歳未満までの方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

**5【運用状況】**

以下は平成29年3月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に記載されます。

**(1)【投資状況】**

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	173,834,518	69.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		77,765,681	30.91
合計(純資産総額)		251,600,199	100.00

**(2)【投資資産】****【投資有価証券の主要銘柄】****イ. 評価額上位銘柄明細**

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・ マザーファンド	58,100,030	1.3882	80,659,962	1.3941	80,997,251	32.19
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券マザーファンド (為替ヘッジ型)	34,417,201	0.9731	33,491,379	0.9767	33,615,280	13.36
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・ マザーファンド	15,482,208	1.9839	30,715,153	1.9978	30,930,355	12.29
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式アルファ・ マザーファンド	8,145,350	1.9376	15,782,431	1.8902	15,396,340	6.12
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・ マザーファンド	6,046,747	2.1371	12,922,504	2.1326	12,895,292	5.13

**ロ. 種類別投資比率**

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	69.09
合計	69.09

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（平成27年 8月21日）	240,590,019	240,590,019	9,911	9,911
第2期計算期間末（平成28年 2月22日）	273,632,546	273,632,546	9,336	9,336
第3期計算期間末（平成28年 8月22日）	261,185,871	261,185,871	9,362	9,362
第4期計算期間末（平成29年 2月21日）	262,607,877	262,607,877	9,671	9,671
平成28年 3月末日	282,578,182		9,352	
4月末日	282,064,695		9,335	
5月末日	285,128,186		9,437	
6月末日	262,002,115		9,420	
7月末日	262,202,106		9,427	
8月末日	262,373,447		9,405	
9月末日	259,626,315		9,340	
10月末日	259,025,313		9,386	
11月末日	260,118,253		9,534	
12月末日	263,393,748		9,665	
平成29年 1月末日	262,202,501		9,621	
2月末日	262,289,811		9,659	
3月末日	251,600,199		9,648	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	平成27年 4月20日～平成27年 8月21日	0
第2期計算期間	平成27年 8月22日～平成28年 2月22日	0
第3期計算期間	平成28年 2月23日～平成28年 8月22日	0
第4期計算期間	平成28年 8月23日～平成29年 2月21日	0

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期計算期間	平成27年 4月20日～平成27年 8月21日	0.89
第2期計算期間	平成27年 8月22日～平成28年 2月22日	5.80
第3期計算期間	平成28年 2月23日～平成28年 8月22日	0.28
第4期計算期間	平成28年 8月23日～平成29年 2月21日	3.30

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）

第1期計算期間	平成27年 4月20日 ~ 平成27年 8月21日	242,749,938	
第2期計算期間	平成27年 8月22日 ~ 平成28年 2月22日	52,289,050	1,958,966
第3期計算期間	平成28年 2月23日 ~ 平成28年 8月22日	11,939,746	26,045,018
第4期計算期間	平成28年 8月23日 ~ 平成29年 2月21日		7,426,455

(注)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

. 明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

## (1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	9,799,560,690	97.77
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		223,180,762	2.23
合計(純資産総額)		10,022,741,452	100.00

## (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	28,100	7,671.55	215,570,555	7,862.00	220,922,200	2.20
2	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	34,900	6,631.22	231,429,578	6,042.00	210,865,800	2.10
3	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	42,100	4,683.12	197,159,352	4,752.00	200,059,200	2.00
4	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	54,500	3,429.86	186,927,370	3,351.00	182,629,500	1.82
5	日本	株式	三菱UFJ フィナンシャル・グループ	銀行業	208,400	700.58	146,000,872	699.70	145,817,480	1.45
6	日本	株式	三井住友 フィナンシャルグループ	銀行業	34,800	4,267.81	148,519,846	4,045.00	140,766,000	1.40
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	57,800	2,505.63	144,825,414	2,405.50	139,037,900	1.39
8	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	37,600	3,823.07	143,747,432	3,618.00	136,036,800	1.36
9	日本	株式	みずほ フィナンシャルグループ	銀行業	642,300	205.78	132,172,669	204.00	131,029,200	1.31
10	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	7,200	18,601.79	133,932,888	18,140.00	130,608,000	1.30
11	日本	株式	三菱電機	電気機器	81,600	1,652.65	134,856,240	1,597.00	130,315,200	1.30
12	日本	株式	ファナック	電気機器	5,300	20,790.99	110,192,247	22,820.00	120,946,000	1.21
13	日本	株式	キヤノン	電気機器	34,600	3,296.99	114,076,163	3,471.00	120,096,600	1.20
14	日本	株式	花王	化学	18,800	5,443.73	102,342,124	6,104.00	114,755,200	1.14
15	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	11,500	10,012.36	115,142,140	9,694.00	111,481,000	1.11
16	日本	株式	セブン&アイ・ ホールディングス	小売業	25,400	4,476.07	113,692,178	4,362.00	110,794,800	1.11
17	日本	株式	日立製作所	電気機器	180,000	627.36	112,924,800	602.50	108,450,000	1.08
18	日本	株式	第一三共	医薬品	42,500	2,484.62	105,596,388	2,507.00	106,547,500	1.06
19	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	92,800	1,113.03	103,289,184	1,073.50	99,620,800	0.99
20	日本	株式	S O M P Oホールディングス	保険業	24,100	3,905.16	94,114,356	4,079.00	98,303,900	0.98
21	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	60,700	1,585.61	96,246,877	1,580.00	95,906,000	0.96
22	日本	株式	パナソニック	電気機器	75,800	1,171.50	88,799,700	1,258.00	95,356,400	0.95
23	日本	株式	J Xホールディングス	石油・ 石炭製品	174,300	488.70	85,181,395	546.70	95,289,810	0.95

24	日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	17,000	5,266.73	89,534,410	5,470.00	92,990,000	0.93
25	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	62,700	1,562.32	97,957,464	1,466.00	91,918,200	0.92
26	日本	株式	HOYA	精密機器	17,100	4,928.25	84,273,075	5,356.00	91,587,600	0.91
27	日本	株式	小松製作所	機械	31,300	2,704.61	84,654,293	2,901.50	90,816,950	0.91
28	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	34,800	2,643.73	92,001,804	2,592.50	90,219,000	0.90
29	日本	株式	MS&ADインシュアランス グループホールディングス	保険業	24,400	3,702.93	90,351,492	3,540.00	86,376,000	0.86
30	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	46,400	1,729.93	80,268,752	1,846.00	85,654,400	0.85

□. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	国内	建設業	2.79
		食料品	4.93
		繊維製品	0.54
		パルプ・紙	0.30
		化学	6.69
		医薬品	5.09
		石油・石炭製品	0.95
		ゴム製品	0.20
		ガラス・土石製品	0.72
		鉄鋼	0.57
		非鉄金属	1.37
		金属製品	0.76
		機械	5.07
		電気機器	12.73
		輸送用機器	8.00
		精密機器	1.10
		その他製品	1.21
		電気・ガス業	1.52
		陸運業	3.53
		海運業	0.34
		空運業	0.81
		倉庫・運輸関連業	0.32
		情報・通信業	9.42
		卸売業	4.23
		小売業	5.27
		銀行業	7.51
		証券、商品先物取引業	1.52
		保険業	2.56
		その他金融業	1.79
		不動産業	2.46
サービス業	3.47		
合計	97.77		

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## . 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	8,734,413,220	39.95
	メキシコ	700,040,000	3.20
	小計	9,434,453,220	43.15
特殊債券	日本	938,606,881	4.29
社債券	日本	10,227,761,800	46.78
	イギリス	801,722,000	3.67
	フランス	199,806,000	0.91
	小計	11,229,289,800	51.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		260,709,451	1.19
合計(純資産総額)		21,863,059,352	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第375回 利付国債2年	1,875,000,000	100.58	1,885,987,500	100.59	1,886,062,500	0.1	2019/4/15	8.63
2	日本	国債証券	第346回 利付国債10年	988,000,000	100.40	991,952,470	100.34	991,418,480	0.1	2027/3/20	4.53
3	日本	国債証券	第158回 利付国債20年	986,000,000	101.08	996,709,580	97.91	965,441,900	0.5	2036/9/20	4.42
4	日本	社債券	住友生命保険相互会 社第2回A号劣後債	900,000,000	100.00	900,000,000	98.94	890,467,200	0.84	2076/6/29	4.07
5	日本	社債券	第48回 ソフトバンク 無担保社債	800,000,000	102.83	822,699,000	101.27	810,176,000	2.13	2022/12/9	3.71
6	日本	社債券	第13回 光通信無担保社債	600,000,000	100.25	601,545,000	100.65	603,942,000	1.1	2021/7/22	2.76
7	日本	社債券	第1回MS&AD インシュアランス グループHD無担保 社債(劣後特約付)	500,000,000	100.00	500,000,000	100.23	501,195,000	1.03	2076/12/25	2.29
8	イギリス	社債券	第2回エイチエス ビーシー・ホール ディングス円貨社債 (TLAC)	500,000,000	100.00	500,000,000	100.10	500,525,000	0.842	2023/9/26	2.29
9	日本	国債証券	第157回 利付国債20年	511,000,000	95.78	489,471,920	92.79	474,156,900	0.2	2036/6/20	2.17

10	日本	社債 券	第44回 ソフトバンク 無担保社債	400,000,000	101.69	406,795,000	101.78	407,136,000	1.689	2020/11/27	1.86
11	日本	社債 券	第531回 東京電力 (一般担保付)	400,000,000	100.86	403,468,000	100.73	402,936,000	1.845	2017/9/25	1.84
12	日本	社債 券	第10回みずほ フィナンシャル グループ無担保社債 (劣後特約付)	400,000,000	100.00	400,000,000	100.06	400,252,000	0.65	2027/1/26	1.83
13	日本	社債 券	第3回MS&AD インシュアランス グループHD無担保 社債(劣後特約付)	400,000,000	100.00	400,000,000	99.69	398,760,000	1.18	2047/1/31	1.82
14	日本	国債 証券	第131回 利付国債(5年)	370,000,000	101.29	374,781,300	101.12	374,151,400	0.1	2022/3/20	1.71
15	日本	国債 証券	第160回 利付国債20年	360,000,000	101.14	364,109,250	101.24	364,467,600	0.7	2037/3/20	1.67
16	日本	社債 券	第26回 ソニー無担保社債	300,000,000	105.60	316,818,000	104.25	312,777,000	2.068	2019/6/20	1.43
17	日本	社債 券	第35回相鉄 ホールディングス 無担保社債	300,000,000	100.00	300,000,000	100.75	302,262,000	0.733	2031/6/27	1.38
18	メキ シコ	国債 証券	第18回メキシコ 合衆国円貨債券	300,000,000	100.83	302,514,000	100.50	301,515,000	0.8	2019/7/24	1.38
19	日本	社債 券	第15回東京 センチュリーリース 無担保社債	300,000,000	100.05	300,162,000	100.01	300,042,000	0.11	2019/4/12	1.37
20	日本	社債 券	第14回 光通信無担保社債	300,000,000	100.00	300,000,000	99.89	299,694,000	0.9	2022/1/26	1.37
21	メキ シコ	国債 証券	第21回メキシコ 合衆国円貨債券	300,000,000	100.00	300,000,000	99.64	298,932,000	0.4	2019/6/14	1.37
22	日本	社債 券	三菱商事株式会社 第5回劣後特約付	300,000,000	100.00	300,000,000	99.34	298,038,600	0.69	2076/9/13	1.36
23	日本	国債 証券	第149回 利付国債20年	255,000,000	124.42	317,271,000	116.86	298,005,750	1.5	2034/6/20	1.36
24	日本	社債 券	第9回オリエント コーポレーション 無担保社債	300,000,000	100.00	300,000,000	98.56	295,689,000	0.46	2023/7/21	1.35
25	日本	国債 証券	第159回 利付国債20年	285,000,000	98.70	281,303,200	99.56	283,748,850	0.6	2036/12/20	1.30
26	日本	国債 証券	第132回 利付国債20年	223,000,000	121.50	270,946,300	119.72	266,988,980	1.7	2031/12/20	1.22
27	日本	国債 証券	第54回 利付国債30年	252,000,000	99.25	250,125,690	98.92	249,288,480	0.8	2047/3/20	1.14

28	日本	社債 券	第7回三井住友 フィナンシャル グループ無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	104.16	208,334,000	102.91	205,820,000	0.92	2025/10/15	0.94
29	日本	社債 券	第5回J A三井 リース無担保社債	200,000,000	100.00	200,000,000	100.05	200,104,000	0.05	2019/9/9	0.92
30	日本	社債 券	第54回三井不動産 無担保社債	200,000,000	100.00	200,004,000	99.91	199,830,000	0.001	2020/4/7	0.91

## □.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	43.15
特殊債券	4.29
社債券	51.36
合計	98.81

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## . 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	5,947,299,007	64.50
	イギリス	597,553,418	6.48
	フランス	481,457,393	5.22
	ドイツ	452,398,135	4.91
	スイス	329,654,801	3.58
	カナダ	216,013,122	2.34
	オーストラリア	193,786,203	2.10
	オランダ	150,914,197	1.64
	アイルランド	99,886,951	1.08
	スペイン	98,098,835	1.06
	香港	86,806,349	0.94
	中国	79,952,186	0.87
	イタリア	78,919,089	0.86
	スウェーデン	72,833,297	0.79
	ベルギー	47,674,024	0.52
小計		8,933,247,007	96.89
投資証券	アメリカ	116,769,595	1.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		170,063,803	1.84
合計(純資産総額)		9,220,080,405	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建		152,728,504	1.65
	売建		153,960,385	1.66

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	34,400	6,248.87	214,961,313	7,372.00	253,596,969	2.75
2	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	ソフトウェア・サービス	2,390	87,077.19	208,114,492	95,303.16	227,774,555	2.47

3	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	13,800	12,473.05	172,128,180	16,147.50	222,835,592	2.42
4	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	12,900	13,414.19	173,043,139	14,374.90	185,436,271	2.01
5	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	10,500	13,341.68	140,087,649	15,976.97	167,758,268	1.82
6	アメリカ	株式	US BANCORP	銀行	26,600	4,668.40	124,179,688	5,847.34	155,539,318	1.69
7	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	15,300	8,922.53	136,514,811	9,986.03	152,786,288	1.66
8	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	11,800	11,287.05	133,187,256	12,735.80	150,282,544	1.63
9	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	8,100	14,863.42	120,393,782	18,510.22	149,932,848	1.63
10	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	16,400	8,236.61	135,080,511	8,663.01	142,073,380	1.54
11	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	20,700	4,964.80	102,771,369	6,788.61	140,524,370	1.52
12	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	36,000	3,697.42	133,107,265	3,853.72	138,734,154	1.50
13	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	1,400	74,629.52	104,481,335	98,316.58	137,643,218	1.49
14	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	13,400	7,184.89	96,277,531	9,988.27	133,842,894	1.45
15	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	10,500	11,839.64	124,316,280	12,585.47	132,147,479	1.43
16	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	7,800	15,126.27	117,984,919	16,486.32	128,593,300	1.39
17	アメリカ	株式	PRICELINE GROUP INC/THE	小売	640	153,222.10	98,062,149	200,730.34	128,467,423	1.39
18	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	20,000	5,387.26	107,745,369	6,309.56	126,191,312	1.37
19	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	22,700	5,817.26	132,051,837	5,504.04	124,941,740	1.36
20	アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	10,400	9,877.48	102,725,876	11,997.59	124,775,025	1.35
21	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア	9,600	10,918.40	104,816,648	12,697.66	121,897,576	1.32
22	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	35,700	3,429.89	122,447,141	3,351.11	119,634,816	1.30
23	アメリカ	投資証券	CROWN CASTLE INTL CORP		11,000	10,063.13	110,694,506	10,615.41	116,769,595	1.27
24	イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	家庭用品・パーソナル用品	10,900	9,753.00	106,307,711	10,280.47	112,057,136	1.22

25	アメリカ	株式	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	食品・生活必需品 小売り	11,500	9,142.04	105,133,473	9,346.54	107,485,312	1.17
26	イギリス	株式	COMPASS GROUP PLC	消費者サービス	49,900	1,868.15	93,221,176	2,113.80	105,478,979	1.14
27	アメリカ	株式	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	保険	8,700	8,548.22	74,369,517	12,037.98	104,730,487	1.14
28	ドイツ	株式	ADIDAS AG	耐久消費財・ アパレル	4,800	14,037.51	67,380,079	21,298.66	102,233,578	1.11
29	カナダ	株式	BANK OF NOVA SCOTIA	銀行	15,300	5,552.84	84,958,496	6,672.72	102,092,761	1.11
30	アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	各種金融	6,900	12,955.40	89,392,318	14,517.38	100,169,963	1.09

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	5.67
		素材	6.54
		資本財	6.80
		商業・専門サービス	1.45
		運輸	2.26
		自動車・自動車部品	0.28
		耐久消費財・アパレル	2.37
		消費者サービス	2.26
		メディア	1.32
		小売	4.88
		食品・生活必需品小売り	1.86
		食品・飲料・タバコ	5.94
		家庭用品・パーソナル用品	3.09
		ヘルスケア機器・サービス	3.85
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.13
		銀行	8.06
		各種金融	4.15
		保険	3.64
		ソフトウェア・サービス	13.06
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.93
電気通信サービス	2.69		
公益事業	3.33		
半導体・半導体製造装置	2.32		
投資証券			1.27
合計			98.16

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ドル	買建	1,105,858.69	123,546,532	124,044,169	1.34
	ユーロ	買建	120,780.20	14,420,914	14,468,260	0.15
	ポンド	買建	101,492.65	14,149,394	14,216,075	0.15
	ドル	売建	1,253,270.20	140,015,346	140,579,318	1.52
	スイスフラン	売建	119,399.19	13,334,143	13,381,067	0.14

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## . 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	9,252,866,837	38.05
	フランス	2,445,305,014	10.06
	イタリア	2,180,884,281	8.97
	イギリス	1,630,791,212	6.71
	スペイン	1,425,170,679	5.86
	ベルギー	839,801,931	3.45
	オランダ	653,379,102	2.69
	ドイツ	642,266,316	2.64
	オーストリア	292,174,997	1.20
	メキシコ	275,785,960	1.13
	アイルランド	268,607,034	1.10
	ポーランド	268,409,867	1.10
	ノルウェー	219,526,054	0.90
	デンマーク	143,983,266	0.59
	南アフリカ	138,318,708	0.57
	スウェーデン	110,601,905	0.45
	シンガポール	97,643,638	0.40
	オーストラリア	95,907,744	0.39
	スイス	46,081,054	0.19
小計		21,027,505,599	86.47
地方債証券	カナダ	663,026,903	2.73
特殊債券	オランダ	765,363,236	3.15
	国際機関	395,216,265	1.63
	オーストラリア	201,615,498	0.83
小計		1,362,194,999	5.60
社債券	フランス	691,624,424	2.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		574,315,261	2.36
合計(純資産総額)		24,318,667,186	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建		162,097,696	0.66
	売建		163,380,492	0.67

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 6.25%	27,810,000	14,052.03	3,907,870,466	13,967.65	3,884,404,856	6.25	2023/8/15	15.97
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 8%	13,570,000	15,080.36	2,046,405,839	14,232.35	1,931,330,339	8	2021/11/15	7.94
3	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 8.5%	9,390,000	18,037.36	1,693,708,534	17,922.97	1,682,967,803	8.5	2023/4/25	6.92
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.5%	12,250,000	11,927.63	1,461,135,609	11,871.98	1,454,317,662	3.5	2020/5/15	5.98
5	イギリス	国債 証券	TREASURY 4.5%	5,785,000	19,784.89	1,144,556,419	20,111.28	1,163,437,872	4.5	2034/9/7	4.78
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.25%	6,340,000	13,579.54	860,943,246	13,681.04	867,378,230	4.25	2039/5/15	3.57
7	イタリア	国債 証券	BTPS 4.25%	6,540,000	13,199.06	863,218,599	13,120.59	858,087,155	4.25	2019/9/1	3.53
8	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3%	7,280,000	12,156.18	884,970,558	11,138.36	810,872,857	3	2045/5/15	3.33
9	フランス	社債券	DEXIA CRED SA NY 2.25%	6,150,000	11,414.21	701,973,952	11,245.92	691,624,424	2.25	2019/1/30	2.84
10	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 4.6%	5,015,000	13,680.20	686,062,474	13,297.88	666,889,078	4.6	2019/7/30	2.74
11	イタリア	国債 証券	BTPS 9%	3,680,000	17,785.38	654,502,133	17,571.99	646,649,419	9	2023/11/1	2.66
12	ベルギー	国債 証券	BELGIAN 0312 4%	4,840,000	12,614.24	610,529,525	12,486.90	604,366,425	4	2018/3/28	2.49
13	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 5.9%	3,470,000	17,476.12	606,421,590	16,551.38	574,333,035	5.9	2026/7/30	2.36
14	オランダ	特殊 債券	NED WATERSCHAPBK 1.875%	5,000,000	11,428.79	571,439,765	11,262.75	563,137,705	1.875	2019/3/13	2.32
15	イタリア	国債 証券	BTPS 5%	3,580,000	17,332.39	620,499,588	15,511.60	555,315,534	5	2040/9/1	2.28
16	オランダ	国債 証券	NETHERLANDS GOVT 1.75%	3,900,000	13,293.09	518,430,756	13,345.80	520,486,352	1.75	2023/7/15	2.14
17	カナダ	地方債 証券	ONTARIO PROVINCE 4%	3,300,000	12,158.59	401,233,511	11,802.94	389,497,315	4	2019/10/7	1.60
18	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 4%	2,020,000	19,869.56	401,365,259	16,867.62	340,726,124	4	2038/10/25	1.40
19	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 0.25%	2,500,000	12,034.48	300,862,168	11,886.64	297,166,048	0.25	2027/2/15	1.22

20	オーストリア	国債証券	REP OF AUSTRIA 4.15%	1,590,000	20,420.60	324,687,560	18,375.78	292,174,997	4.15	2037/3/15	1.20
21	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	1,450,000	20,429.57	296,228,817	20,042.66	290,618,626	4.25	2039/7/4	1.20
22	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.25%	2,200,000	12,607.89	277,373,745	12,306.02	270,732,587	4.25	2017/10/25	1.11
23	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0331 3.75%	1,370,000	17,045.39	233,521,957	17,185.07	235,435,506	3.75	2045/6/22	0.97
24	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT 5.4%	1,370,000	17,022.36	233,206,429	16,313.00	223,488,130	5.4	2025/3/13	0.92
25	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 3.75%	15,050,000	1,461.65	219,979,544	1,458.64	219,526,054	3.75	2021/5/25	0.90
26	イギリス	国債証券	TREASURY 4.25%	1,050,000	21,414.02	224,847,311	20,562.34	215,904,604	4.25	2039/9/7	0.89
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.875%	1,820,000	11,134.85	202,654,406	11,094.53	201,920,613	1.875	2022/10/31	0.83
28	オーストラリア	特殊債券	QUEENSLAND TREAS 4.75%	2,080,000	9,900.78	205,936,340	9,693.05	201,615,498	4.75	2025/7/21	0.83
29	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 6.25%	1,950,000	10,092.24	196,798,716	9,768.16	190,479,175	6.25	2021/6/8	0.78
30	カナダ	地方債証券	ONTARIO PROVINCE 4%	2,000,000	9,471.59	189,431,890	9,256.00	185,120,125	4	2021/6/2	0.76

#### □. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	86.47
地方債証券	2.73
特殊債券	5.60
社債券	2.84
合計	97.64

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
-------	----	---------	----	-------------	------------	-------------

為替予約取引	ドル	買建	1,040,701.17	115,631,578	116,735,450	0.48
	オーストラリアドル	買建	528,574.30	44,965,974	45,362,246	0.18
	ユーロ	売建	897,634.13	107,603,442	107,527,592	0.44
	スウェーデンクローナ	売建	227,150.00	2,842,327	2,850,732	0.01
	ポーランドズロチ	売建	1,864,960.20	52,681,395	53,002,168	0.21

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## . 明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	1,739,495,602	44.14
	イタリア	517,707,416	13.14
	フランス	351,744,408	8.93
	イギリス	287,466,130	7.30
	スペイン	173,818,631	4.41
	ベルギー	131,770,917	3.34
	スウェーデン	104,229,070	2.65
	オランダ	93,912,725	2.38
	カナダ	83,711,092	2.12
	オーストラリア	82,950,625	2.11
	ドイツ	72,482,844	1.84
	メキシコ	35,040,901	0.89
	ポーランド	30,412,139	0.77
	デンマーク	27,132,525	0.69
	アイルランド	26,100,804	0.66
	オーストリア	25,726,100	0.65
	南アフリカ	23,085,069	0.59
シンガポール	20,603,703	0.52	
	小計	3,827,390,701	97.13
特殊債券	国際機関	56,089,271	1.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		57,015,517	1.45
合計(純資産総額)		3,940,495,489	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建		3,933,557,152	99.82

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.375%	4,670,000	10,634.24	496,619,020	10,666.81	498,140,252	1.375	2023/8/31	12.64

2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8%	2,850,000	14,316.56	408,022,128	14,232.35	405,622,068	8	2021/11/15	10.29
3	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	2,460,000	12,933.93	318,174,726	12,893.11	317,170,690	4.25	2019/2/1	8.05
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.5%	2,370,000	11,499.47	272,537,558	11,456.52	271,519,697	3.5	2018/2/15	6.89
5	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 8.5%	1,410,000	17,964.90	253,305,155	17,922.97	252,714,015	8.5	2023/4/25	6.41
6	イギリス	国債証券	TREASURY 4.5%	1,200,000	19,785.50	237,426,103	20,111.28	241,335,427	4.5	2034/9/7	6.12
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2%	1,400,000	11,202.34	156,832,856	11,198.84	156,783,773	2	2022/7/31	3.98
8	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.9%	940,000	16,501.07	155,110,081	16,551.38	155,583,012	5.9	2026/7/30	3.95
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	1,110,000	13,621.71	151,201,067	13,681.04	151,859,592	4.25	2039/5/15	3.85
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3%	1,120,000	11,117.01	124,510,579	11,138.36	124,749,669	3	2045/5/15	3.17
11	イタリア	国債証券	BTPS 9%	590,000	17,604.33	103,865,597	17,571.99	103,674,771	9	2023/11/1	2.63
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.5%	820,000	11,902.23	97,598,344	11,871.98	97,350,243	3.5	2020/5/15	2.47
13	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0291 5.5%	500,000	17,893.03	89,465,161	17,863.08	89,315,424	5.5	2028/3/28	2.27
14	イタリア	国債証券	BTPS 5%	560,000	15,477.03	86,671,419	15,511.60	86,865,000	5	2040/9/1	2.20
15	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	950,000	8,677.56	82,436,873	8,731.64	82,950,625	2.75	2024/4/21	2.11
16	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 1.75%	540,000	13,391.32	72,313,150	13,345.80	72,067,341	1.75	2023/7/15	1.83
17	カナダ	国債証券	CANADA- GOV'T 2.75%	760,000	9,058.90	68,847,708	9,091.68	69,096,832	2.75	2022/6/1	1.75
18	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4%	360,000	16,636.63	59,891,891	16,867.63	60,723,468	4	2038/10/25	1.54
19	国際機関	特殊債券	EU 3.375%	350,000	16,044.67	56,156,353	16,025.50	56,089,271	3.375	2032/4/4	1.42
20	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	2,810,000	1,682.09	47,266,930	1,704.18	47,887,728	3.5	2039/3/30	1.22
21	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0312 4%	340,000	12,581.54	42,777,249	12,486.90	42,455,493	4	2018/3/28	1.08
22	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 5%	2,730,000	1,508.38	41,178,897	1,499.93	40,948,317	5	2020/12/1	1.04

23	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 0.25%	340,000	12,030.12	40,902,439	11,886.64	40,414,582	0.25	2027/2/15	1.03
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1%	300,000	11,160.98	33,482,966	11,156.76	33,470,308	1	2019/3/15	0.85
25	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	160,000	20,418.96	32,670,351	20,042.66	32,068,262	4.25	2039/7/4	0.81
26	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT BOND 5.75%	940,000	3,202.35	30,102,138	3,235.33	30,412,139	5.75	2022/9/23	0.77
27	デンマーク	国債証券	DENMARK - BULLET 1.75%	1,500,000	1,808.71	27,130,767	1,808.83	27,132,525	1.75	2025/11/15	0.69
28	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.25%	174,000	15,609.83	27,161,112	15,345.09	26,700,472	3.25	2045/5/25	0.68
29	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT 5.4%	160,000	16,199.20	25,918,723	16,313.00	26,100,804	5.4	2025/3/13	0.66
30	オーストリア	国債証券	REP OF AUSTRIA 4.15%	140,000	18,105.06	25,347,084	18,375.78	25,726,100	4.15	2037/3/15	0.65

#### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.13
特殊債券	1.42
合計	98.55

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ドル	売建	15,683,000.00	1,734,227,831	1,759,005,280	44.63
	カナダドル	売建	1,006,000.00	83,157,670	84,544,240	2.14
	メキシコペソ	売建	5,967,000.00	34,919,480	35,682,660	0.90
	ユーロ	売建	12,304,000.00	1,479,189,876	1,473,896,160	37.40
	債券	売建	2,055,000.00	285,629,785	287,843,850	7.30
	スウェーデンクローナ	売建	8,452,350.00	106,516,115	106,076,992	2.69
	デンマーククローネ	売建	1,686,000.00	27,244,579	27,144,600	0.68
	ポーランドズロチ	売建	1,100,000.00	31,084,790	31,262,000	0.79
	オーストラリアドル	売建	977,000.00	82,362,565	83,836,370	2.12
	シンガポールドル	売建	258,000.00	20,463,450	20,704,500	0.52
	南アフリカランド	売建	2,825,000.00	24,463,087	23,560,500	0.59

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## . 明治安田マネープール・マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
特殊債券	日本	1,003,240,140	58.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		706,473,673	41.32
合計(純資産総額)		1,709,713,813	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	特殊 債券	政府保証第 8 8 2 回 公営企業債券	400,000,000	101.71	406,840,000	101.43	405,748,000	1.6	2018/2/19	23.73
2	日本	特殊 債券	政府保証第 8 8 6 回 公営企業債券	110,000,000	102.48	112,731,300	102.21	112,440,900	1.8	2018/6/19	6.58
3	日本	特殊 債券	政府保証第 6 4 回 日本高速道路保有・ 債務返済機構債券	100,000,000	102.48	102,480,000	102.28	102,289,000	1.6	2018/8/29	5.98
4	日本	特殊 債券	政府保証第 4 9 回 日本高速道路保有・ 債務返済機構債券	100,000,000	101.45	101,455,000	101.26	101,269,000	1.5	2018/1/31	5.92
5	日本	特殊 債券	政府保証第 1 5 回 西日本高速道路債券	98,000,000	102.34	100,301,040	102.19	100,154,040	1.8	2018/6/15	5.86
6	日本	特殊 債券	政府保証第 4 1 回 日本高速道路保有・ 債務返済機構債券	90,000,000	101.65	91,487,700	100.84	90,764,100	1.7	2017/9/28	5.31
7	日本	特殊 債券	政府保証第 3 7 回 日本高速道路保有・ 債務返済機構債券	90,000,000	100.88	90,800,100	100.63	90,575,100	1.9	2017/7/31	5.30

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
特殊債券	58.68
合計	58.68

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

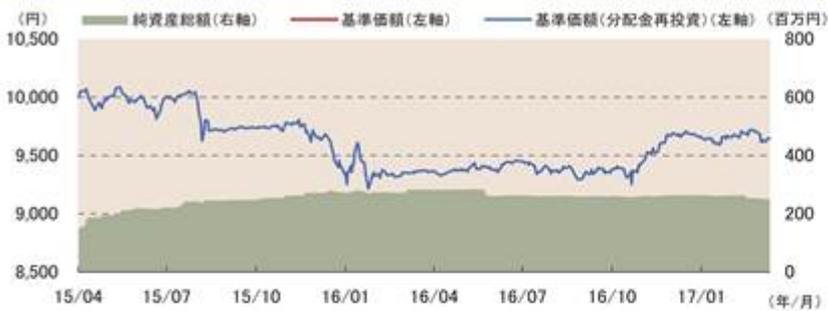


## &lt;参考情報&gt;

以下の事項は交付目録見書の運用実績に記載されているものです。

2017年3月31日現在

## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移

分配金の推移	
2017年2月	0円
2016年8月	0円
2016年2月	0円
2015年8月	0円
設定来累計	0円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	9,648円
純資産総額	251百万円

※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、当ファンドの設定時を10,000円として分配金(税引前)再投資ベースで算出しています。

## 主要な資産の状況

## 資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式アルファ・マザーファンド	6.12
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	32.19
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	12.29
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	5.13
明治安田外国債券マザーファンド(為替ヘッジ型)	13.36
明治安田マネーボール・マザーファンド	-
その他資産(負債控除後)	30.91
合計	100

## 組入資産上位銘柄(各マザーファンド)

## 明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

銘柄名	業種	投資比率(%)
1 ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.20
2 トヨタ自動車	輸送用機器	2.10
3 日本電信電話	情報・通信業	2.00
4 本田技研工業	輸送用機器	1.82
5三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.45

## 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1 第375回利付国債2年	0.1	2019/4/15	アメリカ	国債証券	8.63
2 第346回利付国債10年	0.1	2027/3/20	アメリカ	国債証券	4.53
3 第158回利付国債20年	0.5	2036/9/20	アメリカ	国債証券	4.42
4 住友生命保険相互会社2回A号社債	0.84	2021/6/29	日本	社債券	4.07
5 第48回ソフトバンク無担保社債	2.13	2022/12/9	日本	社債券	3.71

## 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	国/地域	業種	投資比率(%)
1 MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.75
2 ALPHABET INC-CL A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.47
3 APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェア	2.42
4 NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	公益事業	2.01
5 FACEBOOK INC-A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.82

## 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1 US TREASURY N/B 6.25%	6.25	2023/8/15	アメリカ	国債証券	15.97
2 US TREASURY N/B 8%	8	2021/11/15	アメリカ	国債証券	7.94
3 FRANCE O.A.T. 8.5%	8.5	2023/4/25	フランス	国債証券	6.92
4 US TREASURY N/B 3.5%	3.5	2020/5/15	アメリカ	国債証券	5.98
5 TREASURY 4.5%	4.5	2034/9/7	イギリス	国債証券	4.78

## 明治安田外国債券マザーファンド(為替ヘッジ型)

銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1 US TREASURY N/B 1.375%	1.375	2023/8/31	アメリカ	国債証券	12.64
2 US TREASURY N/B 8%	8	2021/11/15	アメリカ	国債証券	10.29
3 BTFS 4.25%	4.25	2019/2/1	イタリア	国債証券	8.05
4 US TREASURY N/B 3.5%	3.5	2018/2/15	アメリカ	国債証券	6.89
5 FRANCE O.A.T. 8.5%	8.5	2023/4/25	フランス	国債証券	6.41

## 明治安田マネーボール・マザーファンド

銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1 政府保証第382回公営企業債券	1.6	2018/2/19	日本	特殊債券	23.73
2 政府保証第386回公営企業債券	1.8	2018/6/19	日本	特殊債券	6.58
3 政府保証第400回公営企業債券	1.6	2018/8/29	日本	特殊債券	5.98
4 政府保証第404回公営企業債券	1.5	2018/1/31	日本	特殊債券	5.92
5 政府保証第15回日本郵政債券	1.8	2018/6/15	日本	特殊債券	5.86

※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

※期限前償還条件が付与されている銘柄の償還日は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと算出しています。

※2015年は設定日(2015年4月20日)から年末までの収益率、2017年は3月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。

販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.7%（税抜2.5%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額とします。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

お申込単位は、販売会社が定める申込単位とします。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については1口単位とします。

ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。

販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合わせください。

分配金再投資コースで当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的な受け取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結することにより、分配金を受け取ることができる場合があります。

申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

## 2【換金（解約）手続等】

### ・信託の一部解約（解約請求制）

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約代金は請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金手数料、信託財産留保額はありません。

ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

平成27年4月20日から平成37年2月20日

受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年2月22日から8月21日、8月22日から翌年2月21日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

##### 1) 信託の終了および繰上償還条項（信託契約の解約）

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前 の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前 の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

前 から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには

適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前  
から までの手続を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約  
を解約し信託を終了させます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款の規定にしたがい  
ます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会  
社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前 の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引  
き継ぐことを命じたときは、この信託は、書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と  
受託者との間において存続します。

4) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反  
して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁  
判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社  
を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上  
記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させま  
す。

5) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を  
譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に  
関する事業を承継させることがあります。

6) 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会  
社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資  
法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)   
を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁  
に届け出ます。なお、この信託約款は約款に定める以外の方法によって変更することができないものと  
します。

委託会社は、前 の事項(前 の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、  
併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以  
下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合におい  
て、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、  
当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの  
事項を記載した書面決議の通知を發します。

前 の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属すると  
きの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数  
に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使し  
ないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって  
行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前 から前 までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提  
案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたと  
ときには適用しません。

前 から前 の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつて  
も、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当  
該他の投資信託との併合を行うことはできません。

7) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の  
一部を解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として  
支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大  
な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受  
益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

8) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

前 の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

9) 運用報告書に記載すべき事項の提供

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

前 の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

10) その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成する予定であり、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

11) 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### (3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

ただし、この信託は、受益者が約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

##### (4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

##### (5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成28年8月23日から平成29年2月21日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

明治安田先進国コアファンド（年2回決算型）

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成28年8月22日現在)	第4期 (平成29年2月21日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	39,735,583	63,581,704
親投資信託受益証券	223,190,514	200,706,719
未収入金	190,000	-
流動資産合計	263,116,097	264,288,423
資産合計		
	263,116,097	264,288,423
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	187,973	-
未払受託者報酬	44,022	42,451
未払委託者報酬	1,687,362	1,627,158
その他未払費用	10,869	10,937
流動負債合計	1,930,226	1,680,546
負債合計		
	1,930,226	1,680,546
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	278,974,750	271,548,295
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	17,788,879	8,940,418
(分配準備積立金)	1,754,924	3,875,660
元本等合計	261,185,871	262,607,877
純資産合計		
	261,185,871	262,607,877
負債純資産合計		
	263,116,097	264,288,423

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期 (自 平成28年2月23日 至 平成28年8月22日)	第4期 (自 平成28年8月23日 至 平成29年2月21日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	2,634,195	10,156,205
その他収益	9,488	-
営業収益合計	2,643,683	10,156,205
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	44,022	42,451
委託者報酬	1,687,362	1,627,158
その他費用	30,240	25,444
営業費用合計	1,761,624	1,695,053
営業利益又は営業損失( )	882,059	8,461,152
経常利益又は経常損失( )	882,059	8,461,152
当期純利益又は当期純損失( )	882,059	8,461,152
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	180,467	86,248
期首剰余金又は期首欠損金( )	19,447,476	17,788,879
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,726,936	473,557
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,726,936	473,557
剰余金減少額又は欠損金増加額	769,931	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	769,931	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	17,788,879	8,940,418

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成28年8月23日から平成29年2月21日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第3期 (平成28年8月22日現在)	第4期 (平成29年2月21日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 278,974,750口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 271,548,295口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 17,788,879円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 8,940,418円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9362円 (10,000口当たり純資産額) (9,362円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9671円 (10,000口当たり純資産額) (9,671円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 (自平成28年2月23日 至平成28年8月22日)			第4期 (自平成28年8月23日 至平成29年2月21日)		
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、2,069,095円 (10,000口当たり74円16銭)であり、分配金額は0円として おります。			分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、4,181,467円 (10,000口当たり153円97銭)であり、分配金額は0円と してあります。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	605,246円	配当等収益額（費用控除後）	A	2,167,454円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	314,171円	収益調整金額	C	305,807円
分配準備積立金額	D	1,149,678円	分配準備積立金額	D	1,708,206円
分配対象額（A + B + C + D）	E	2,069,095円	分配対象額（A + B + C + D）	E	4,181,467円
期末受益権口数	F	278,974,750口	期末受益権口数	F	271,548,295口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	74円 16銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	153円 97銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第3期 (自 平成28年2月23日 至 平成28年8月22日)	第4期 (自 平成28年8月23日 至 平成29年2月21日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第3期 (自 平成28年2月23日 至 平成28年8月22日)	第4期 (自 平成28年8月23日 至 平成29年2月21日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期(自 平成28年2月23日 至 平成28年8月22日)

該当事項はございません。

第4期(自 平成28年8月23日 至 平成29年2月21日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

	第3期 (自 平成28年2月23日 至 平成28年8月22日)	第4期 (自 平成28年8月23日 至 平成29年2月21日)
期首元本額	293,080,022円	278,974,750円
期中追加設定元本額	11,939,746円	-円
期中一部解約元本額	26,045,018円	7,426,455円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第3期 (自 平成28年2月23日 至 平成28年8月22日)	第4期 (自 平成28年8月23日 至 平成29年2月21日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,869,359	2,281,597
合計	1,869,359	2,281,597

## 3. デリバティブ取引関係

第3期（平成28年8月22日現在）

該当事項はございません。

第4期（平成29年2月21日現在）

該当事項はございません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成29年2月21日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成29年2月21日現在)

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	6,242,796	13,341,479	
	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	42,263,314	58,568,500	
	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	16,339,835	32,416,598	
	明治安田日本株式アルファ・マザーファンド	24,698,873	47,789,849	
	明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）	49,933,505	48,590,293	
合計		139,478,323	200,706,719	

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## （参考）

当ファンドは「明治安田日本株式アルファ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

## （１）貸借対照表

	（平成29年2月21日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	45,296,152
株式	14,431,881,270
未収入金	318,492,285
未収配当金	20,920,600
<b>流動資産合計</b>	<b>14,816,590,307</b>
<b>資産合計</b>	<b>14,816,590,307</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	319,783,050
その他未払費用	30,849
<b>流動負債合計</b>	<b>319,813,899</b>
<b>負債合計</b>	<b>319,813,899</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	7,492,421,000
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	7,004,355,408
<b>元本等合計</b>	<b>14,496,776,408</b>
<b>純資産合計</b>	<b>14,496,776,408</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>14,816,590,307</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成29年2月21日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、当期末が休日のため、平成28年11月26日から平成29年11月27日までとなっております。

(その他の注記)

(平成29年2月21日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成28年8月23日 至 平成29年2月21日）の元本状況	
期首（平成28年8月23日）の元本額	7,425,780,243円
対象期間中の追加設定元本額	5,949,448,428円
対象期間中の一部解約元本額	5,882,807,671円
平成29年2月21日現在の元本額の内訳	
明治安田先進国コアファンド（年1回決算型）	41,165,049円
明治安田先進国コアファンド（年2回決算型）	24,698,873円
明治安田DC先進国コアファンド	4,067,196円
明治安田DC日本株式アルファオープン	513,592,521円
明治安田日本株式アルファPファンド（適格機関投資家私募）	5,355,293,634円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド（適格機関投資家私募）	1,553,603,727円
計	7,492,421,000円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9349円
（10,000口当たり純資産額）	(19,349円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成29年2月21日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	安藤・間	101,300	843.00	85,395,900	
	大林組	43,200	1,071.00	46,267,200	
	清水建設	45,000	1,052.00	47,340,000	
	長谷工コーポレーション	34,300	1,307.00	44,830,100	
	三井住友建設	270,800	125.00	33,850,000	
	熊谷組	160,000	318.00	50,880,000	
	東洋建設	99,800	427.00	42,614,600	
	住友林業	41,300	1,630.00	67,319,000	
	雪印メグミルク	13,300	3,015.00	40,099,500	
	サッポロホールディングス	14,100	2,856.00	40,269,600	
	アサヒグループホールディングス	11,000	4,099.00	45,089,000	
	キリンホールディングス	29,600	1,940.00	57,424,000	
	コカ・コーラウエスト	19,400	3,260.00	63,244,000	
	コカ・コーライーストジャパン	24,000	2,440.00	58,560,000	
	サントリー食品インターナショナル	9,400	4,680.00	43,992,000	
	味の素	19,200	2,301.00	44,179,200	
	キュービー	6,100	2,941.00	17,940,100	
	日本たばこ産業	39,400	3,778.00	148,853,200	
	東レ	86,000	985.20	84,727,200	
	レンゴー	55,200	663.00	36,597,600	
	クラレ	30,300	1,721.00	52,146,300	
	住友化学	121,000	648.00	78,408,000	
	関東電化工業	28,000	1,156.00	32,368,000	
	デンカ	46,000	613.00	28,198,000	
	信越化学工業	5,300	9,919.00	52,570,700	
	大陽日酸	52,800	1,446.00	76,348,800	
	三井化学	136,000	565.00	76,840,000	
	東京応化工業	3,800	3,770.00	14,326,000	
	三菱ケミカルホールディングス	103,100	873.40	90,047,540	
	日立化成	29,000	3,230.00	93,670,000	
	花王	24,800	5,710.00	141,608,000	
	関西ペイント	2,800	2,190.00	6,132,000	
	富士フイルムホールディングス	23,400	4,327.00	101,251,800	
	ライオン	20,000	1,872.00	37,440,000	
	マンダム	4,600	5,220.00	24,012,000	
	ポーラ・オルビスホールディングス	4,000	10,970.00	43,880,000	
	日東電工	3,200	9,577.00	30,646,400	
	ニフコ	3,400	5,760.00	19,584,000	
	ユニ・チャーム	17,000	2,447.00	41,599,000	
	協和発酵キリン	36,900	1,662.00	61,327,800	
	武田薬品工業	14,200	5,266.00	74,777,200	
	アステラス製薬	89,300	1,505.50	134,441,150	
	中外製薬	17,600	3,890.00	68,464,000	
	エーザイ	5,600	6,186.00	34,641,600	

久光製薬	5,900	6,180.00	36,462,000
日医工	10,300	1,710.00	17,613,000
第一三共	59,900	2,588.50	155,051,150
大塚ホールディングス	22,700	5,174.00	117,449,800
大正製薬ホールディングス	5,400	9,290.00	50,166,000
JXホールディングス	247,900	529.90	131,362,210
太平洋セメント	66,000	406.00	26,796,000
日本碍子	17,000	2,482.00	42,194,000
新日鐵住金	42,000	2,819.50	118,419,000
日新製鋼	13,600	1,579.00	21,474,400
三井金属鉱業	121,000	382.00	46,222,000
UACJ	91,000	319.00	29,029,000
古河電気工業	8,300	4,080.00	33,864,000
住友電気工業	54,800	1,884.00	103,243,200
日本発條	61,700	1,308.00	80,703,600
アマダホールディングス	54,000	1,287.00	69,498,000
DMG森精機	18,000	1,819.00	32,742,000
ディスコ	1,800	17,250.00	31,050,000
SMC	700	31,700.00	22,190,000
小松製作所	42,400	2,848.00	120,755,200
日立建機	23,000	2,705.00	62,215,000
ダイキン工業	2,500	10,780.00	26,950,000
栗田工業	20,900	2,732.00	57,098,800
日本ピストンリング	14,500	2,385.00	34,582,500
TPR	13,800	3,715.00	51,267,000
日本精工	38,300	1,650.00	63,195,000
ジェイテクト	45,800	1,950.00	89,310,000
THK	15,400	3,005.00	46,277,000
イビデン	19,700	1,932.00	38,060,400
コニカミノルタ	94,700	1,101.00	104,264,700
日立製作所	256,000	633.80	162,252,800
三菱電機	110,500	1,705.50	188,457,750
ジーエス・ユアサ コーポレーション	82,000	509.00	41,738,000
富士通	100,000	658.30	65,830,000
アルバック	5,500	5,060.00	27,830,000
パナソニック	103,600	1,252.00	129,707,200
ソニー	32,500	3,521.00	114,432,500
TDK	18,100	7,880.00	142,628,000
フォスター電機	23,000	1,953.00	44,919,000
横河電機	24,700	1,751.00	43,249,700
アドバンテスト	20,200	1,997.00	40,339,400
キーエンス	1,000	44,340.00	44,340,000
フェローテック	9,200	1,500.00	13,800,000
カシオ計算機	22,100	1,571.00	34,719,100
ファナック	7,600	22,475.00	170,810,000
ローム	11,200	7,480.00	83,776,000
新光電気工業	40,900	792.00	32,392,800
京セラ	12,100	6,236.00	75,455,600

村田製作所	5,200	16,455.00	85,566,000
日本ケミコン	19,000	322.00	6,118,000
キヤノン	43,000	3,271.00	140,653,000
東京エレクトロン	6,100	11,170.00	68,137,000
トヨタ紡織	9,300	2,491.00	23,166,300
三井造船	275,000	180.00	49,500,000
日産自動車	157,700	1,116.50	176,072,050
いすゞ自動車	54,400	1,547.00	84,156,800
トヨタ自動車	50,700	6,478.00	328,434,600
新明和工業	12,000	1,172.00	14,064,000
プレス工業	41,800	573.00	23,951,400
ケーヒン	26,200	1,988.00	52,085,600
アイシン精機	20,500	5,670.00	116,235,000
本田技研工業	79,400	3,596.00	285,522,400
スズキ	26,300	4,512.00	118,665,600
富士重工業	9,500	4,322.00	41,059,000
ヨロズ	2,300	1,829.00	4,206,700
テルモ	12,500	3,960.00	49,500,000
ニコン	25,100	1,725.00	43,297,500
HOYA	19,600	5,074.00	99,450,400
ノーリツ鋼機	10,400	965.00	10,036,000
パラマウントベッドホールディングス	2,100	4,220.00	8,862,000
バンダイナムコホールディングス	29,700	3,155.00	93,703,500
任天堂	2,200	23,135.00	50,897,000
中部電力	28,600	1,506.50	43,085,900
中国電力	42,000	1,239.00	52,038,000
電源開発	22,500	2,700.00	60,750,000
エフオン	31,200	984.00	30,700,800
大阪瓦斯	79,000	434.30	34,309,700
東日本旅客鉄道	16,500	10,315.00	170,197,500
西日本旅客鉄道	12,900	7,420.00	95,718,000
東海旅客鉄道	9,900	18,795.00	186,070,500
商船三井	131,000	365.00	47,815,000
日本航空	27,800	3,691.00	102,609,800
三井倉庫ホールディングス	41,000	338.00	13,858,000
住友倉庫	44,000	632.00	27,808,000
NECネットエスアイ	2,200	2,133.00	4,692,600
新日鉄住金ソリューションズ	26,600	2,283.00	60,727,800
TIS	12,200	2,706.00	33,013,200
グリー	27,700	693.00	19,196,100
ソフトブレーン	27,600	461.00	12,723,600
スカラ	10,200	851.00	8,680,200
ネットワンシステムズ	51,500	868.00	44,702,000
日本電信電話	59,900	4,727.00	283,147,300
KDDI	33,400	2,956.00	98,730,400
光通信	3,600	11,010.00	39,636,000
NTTドコモ	49,500	2,700.00	133,650,000
東宝	19,600	3,310.00	64,876,000

エヌ・ティ・ティ・データ	18,800	5,360.00	100,768,000
コナミホールディングス	15,600	4,665.00	72,774,000
ソフトバンクグループ	40,000	8,716.00	348,640,000
伊藤忠商事	74,700	1,642.00	122,657,400
三井物産	85,000	1,714.00	145,690,000
日立ハイテクノロジーズ	7,500	4,780.00	35,850,000
住友商事	43,000	1,505.00	64,715,000
三菱商事	64,200	2,607.00	167,369,400
因幡電機産業	7,200	3,975.00	28,620,000
アダストリア	14,600	2,938.00	42,894,800
くらコーポレーション	5,400	4,650.00	25,110,000
エディオン	51,100	1,037.00	52,990,700
ビックカメラ	36,200	1,099.00	39,783,800
すかいらーく	20,700	1,621.00	33,554,700
コスモス薬品	2,200	21,460.00	47,212,000
セブン&アイ・ホールディングス	25,200	4,435.00	111,762,000
ツルハホールディングス	6,300	10,390.00	65,457,000
クスリのアオキホールディングス	5,100	4,815.00	24,556,500
ドンキホーテホールディングス	16,700	3,955.00	66,048,500
高島屋	27,000	1,037.00	27,999,000
エイチ・ツー・オー リテイリング	24,000	1,920.00	46,080,000
丸井グループ	9,700	1,583.00	15,355,100
ニトリホールディングス	4,800	12,280.00	58,944,000
ファーストリテイリング	600	35,610.00	21,366,000
ゆうちょ銀行	10,100	1,431.00	14,453,100
西日本フィナンシャルホールディングス	35,800	1,266.00	45,322,800
新生銀行	283,000	213.00	60,279,000
あおぞら銀行	93,000	417.00	38,781,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	468,300	774.00	362,464,200
三井住友トラスト・ホールディングス	23,500	4,250.00	99,875,000
三井住友フィナンシャルグループ	50,900	4,567.00	232,460,300
千葉銀行	81,000	799.00	64,719,000
ふくおかフィナンシャルグループ	90,000	514.00	46,260,000
静岡銀行	33,000	1,020.00	33,660,000
八十二銀行	33,400	727.00	24,281,800
ほくほくフィナンシャルグループ	32,000	2,042.00	65,344,000
セブン銀行	96,600	333.00	32,167,800
みずほフィナンシャルグループ	658,300	211.70	139,362,110
大和証券グループ本社	143,000	721.20	103,131,600
野村ホールディングス	73,600	755.10	55,575,360
松井証券	25,400	937.00	23,799,800
SOMPOホールディングス	34,300	4,370.00	149,891,000
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	34,700	3,904.00	135,468,800
第一生命ホールディングス	35,900	2,226.00	79,913,400
東京海上ホールディングス	12,500	5,141.00	64,262,500
クレディセゾン	39,500	2,206.00	87,137,000
アイフル	138,500	358.00	49,583,000
オリックス	60,600	1,767.00	107,080,200

	三菱UFJリース	82,600	632.00	52,203,200	
	オープンハウス	10,200	2,718.00	27,723,600	
	飯田グループホールディングス	30,700	1,821.00	55,904,700	
	ケイアイスター不動産	2,200	1,608.00	3,537,600	
	三井不動産	25,000	2,652.50	66,312,500	
	平和不動産	17,500	1,621.00	28,367,500	
	東京建物	22,300	1,629.00	36,326,700	
	ダイビル	19,400	1,062.00	20,602,800	
	住友不動産	35,000	3,262.00	114,170,000	
	レオパレス21	79,000	616.00	48,664,000	
	イオンモール	3,600	1,761.00	6,339,600	
	ジェイエイシーリクルートメント	23,600	1,564.00	36,910,400	
	総合警備保障	9,000	4,330.00	38,970,000	
	ディー・エヌ・エー	13,600	2,486.00	33,809,600	
	博報堂DYホールディングス	47,800	1,345.00	64,291,000	
	ぐるなび	10,700	2,223.00	23,786,100	
	ケネディクス	149,100	443.00	66,051,300	
	電通	19,900	6,120.00	121,788,000	
	ラウンドワン	31,900	876.00	27,944,400	
	楽天	31,900	1,032.50	32,936,750	
	リクルートホールディングス	18,800	5,330.00	100,204,000	
	カナモト	15,400	2,920.00	44,968,000	
	アサツー ディ・ケイ	8,900	2,937.00	26,139,300	
小計		9,708,700		14,431,881,270	
合計				14,431,881,270	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
日本円	株式211銘柄	99.6%	100.0%

（２）株式以外の有価証券（平成29年２月21日現在）

該当事項はございません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

## （１）貸借対照表

	（平成29年2月21日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	762,136,032
国債証券	6,678,430,570
特殊債券	839,975,401
社債券	11,388,811,600
未収入金	797,055,000
未収利息	32,017,459
前払費用	2,276,682
<b>流動資産合計</b>	<b>20,500,702,744</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,500,702,744</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	1,300,780,000
未払解約金	8,280,000
その他未払費用	13,489
<b>流動負債合計</b>	<b>1,309,073,489</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,309,073,489</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	13,848,365,550
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	5,343,263,705
<b>元本等合計</b>	<b>19,191,629,255</b>
<b>純資産合計</b>	<b>19,191,629,255</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>20,500,702,744</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成29年2月21日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成28年4月12日から平成29年4月10日までとなっております。

(その他の注記)

(平成29年2月21日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自平成28年8月23日 至 平成29年2月21日)の元本状況	
期首(平成28年8月23日)の元本額	14,613,981,670円
対象期間中の追加設定元本額	3,336,187,716円
対象期間中の一部解約元本額	4,101,803,836円
平成29年2月21日現在の元本額の内訳	
明治安田先進国コアファンド(年1回決算型)	70,451,901円
明治安田先進国コアファンド(年2回決算型)	42,263,314円
明治安田DC先進国コアファンド	6,960,873円
ノーロード明治安田5資産バランス(安定コース)	109,861,151円
ノーロード明治安田5資産バランス(安定成長コース)	63,967,342円
ノーロード明治安田5資産バランス(積極コース)	33,467,832円
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	264,560,102円
明治安田グローバルバランスオープン	47,751,442円
明治安田DCグローバルバランスオープン	333,718,072円
明治安田日本債券オープン(毎月決算型)	920,179,568円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	747,465,116円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	767,919,010円
明治安田DC日本債券オープン	6,427,301,598円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	27,305,327円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	27,748,200円
明治安田ダウンスайдリスク抑制型グローバル・バランスPファンド(適格機関投資家私募)	3,957,444,702円
計	13,848,365,550円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3858円
(10,000口当たり純資産額)	(13,858円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （３）附属明細表

## 第１ 有価証券明細表

## （１）株式（平成29年２月21日現在）

該当事項はございません。

## （２）株式以外の有価証券

（平成29年２月21日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第１回利付国債４０年	16,000,000	22,453,920	
	第２回利付国債４０年	28,000,000	37,955,680	
	第３回利付国債４０年	27,000,000	36,788,580	
	第４回利付国債４０年	39,000,000	53,402,700	
	第５回利付国債４０年	12,000,000	15,792,120	
	第６回利付国債４０年	26,000,000	33,536,100	
	第７回利付国債４０年	50,000,000	61,545,500	
	第８回利付国債４０年	40,000,000	45,541,600	
	第９回利付国債４０年	48,000,000	39,085,440	
	第９回利付国債４０年	8,000,000	6,514,240	
	第９回利付国債４０年	18,000,000	14,657,040	
	第９回利付国債４０年	4,000,000	3,257,120	
	第３４５回利付国債１０年	408,000,000	408,395,760	
	第３４５回利付国債１０年	600,000,000	600,582,000	
	第４回利付国債３０年	20,000,000	26,950,600	
	第１８回利付国債３０年	39,000,000	50,382,540	
	第１９回利付国債３０年	35,000,000	45,231,550	
	第２２回利付国債３０年	26,000,000	34,541,260	
	第２３回利付国債３０年	25,000,000	33,252,500	
	第２６回利付国債３０年	25,000,000	32,883,500	
	第２７回利付国債３０年	45,000,000	60,215,850	
	第３８回利付国債３０年	15,000,000	18,434,250	
	第４０回利付国債３０年	107,000,000	131,601,440	
	第４４回利付国債３０年	107,000,000	129,190,730	
	第４５回利付国債３０年	20,000,000	23,159,600	
	第５０回利付国債３０年	108,000,000	105,999,840	
	第５１回利付国債３０年	39,000,000	33,224,490	
	第５２回利付国債３０年	35,000,000	31,582,250	
	第５２回利付国債３０年	67,000,000	60,457,450	
	第５２回利付国債３０年	20,000,000	18,047,000	
	第５２回利付国債３０年	10,000,000	9,023,500	
	第１１５回利付国債２０年	106,000,000	132,007,100	
	第１１６回利付国債２０年	26,000,000	32,436,560	
	第１１７回利付国債２０年	67,000,000	82,737,630	
	第１２０回利付国債２０年	23,000,000	26,950,480	
	第１２８回利付国債２０年	105,000,000	127,716,750	
	第１３０回利付国債２０年	52,000,000	62,540,920	
	第１３２回利付国債２０年	68,000,000	80,877,840	
	第１３７回利付国債２０年	100,000,000	119,024,000	
	第１３９回利付国債２０年	151,000,000	177,541,270	
	第１４１回利付国債２０年	16,000,000	19,066,560	

	第143回利付国債20年	124,000,000	145,805,400	
	第145回利付国債20年	146,000,000	173,878,700	
	第146回利付国債20年	143,000,000	170,304,420	
	第147回利付国債20年	35,000,000	41,101,200	
	第148回利付国債20年	133,000,000	154,036,610	
	第149回利付国債20年	255,000,000	295,175,250	
	第150回利付国債20年	30,000,000	34,195,500	
	第153回利付国債20年	8,000,000	8,953,840	
	第157回利付国債20年	511,000,000	467,115,320	
	第158回利付国債20年	799,000,000	771,490,430	
	第158回利付国債20年	204,000,000	196,976,280	
	第158回利付国債20年	25,000,000	24,139,250	
	第158回利付国債20年	20,000,000	19,311,400	
	第158回利付国債20年	253,000,000	244,289,210	
	第159回利付国債20年	150,000,000	147,259,500	
	第18回メキシコ合衆国円貨債券	300,000,000	301,590,000	
	第21回メキシコ合衆国円貨債券	300,000,000	298,890,000	
	第22回メキシコ合衆国円貨債券	100,000,000	99,333,000	
国債証券計		6,317,000,000	6,678,430,570	
特殊債券	S種第14回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	26,575,000	27,554,554	
	第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,859,000	60,977,600	
	第115回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	198,864,000	197,456,042	
	第116回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	199,692,000	199,468,344	
	第117回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	199,310,000	
	第118回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,983,000	
	S種第5回貸付債権担保住宅金融公庫債券	52,776,000	55,225,861	
特殊債券計		835,766,000	839,975,401	
社債券	第1回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債（TLAC）	200,000,000	199,700,000	
	第2回エイチエスピーシー・ホールディングス円貨社債（TLAC）	500,000,000	498,555,000	
	第3回エイチエスピーシー・ホールディングス円貨社債（TLAC）	100,000,000	100,851,000	
	第1回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー円貨社債	100,000,000	99,800,000	
	第1回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー円貨社債	100,000,000	99,800,000	
	第482回関西電力（一般担保付）	100,000,000	103,322,000	
	第492回関西電力（一般担保付）	100,000,000	100,990,000	
	第10回大和ハウス工業無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,002,000	
	住友生命保険相互会社第2回A号劣後債	900,000,000	889,967,700	
	第9回東急不動産ホールディングス無担保社債	100,000,000	100,000,000	
	第21回レンゴー無担保社債	100,000,000	99,800,000	
	第14回大陽日酸無担保社債	100,000,000	99,296,000	
	第14回パナソニック無担保社債	100,000,000	104,054,000	
	第17回パナソニック無担保社債	200,000,000	199,726,000	
	第26回ソニー無担保社債	300,000,000	313,404,000	

	第30回ソニー無担保社債	700,000,000	698,649,000	
	第5回J A三井リース無担保社債	200,000,000	200,018,000	
	三菱商事株式会社第5回劣後特約付	300,000,000	297,796,500	
	三菱商事株式会社第6回劣後特約付	100,000,000	98,298,500	
	第29回丸井グループ無担保社債	100,000,000	99,712,000	
	第5回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99,404,000	
	第7回三井住友フィナンシャルグループ無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	204,840,000	
	第10回みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	398,144,000	
	第15回東京センチュリーリース無担保社債	300,000,000	299,955,000	
	第37回ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	99,847,000	
	第39回ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	100,027,000	
	第72回トヨタファイナンス無担保社債	100,000,000	99,802,000	
	第22回リコーリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,830,000	
	第24回リコーリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,865,000	
	第9回オリエントコーポレーション無担保社債	300,000,000	295,311,000	
	第11回オリエントコーポレーション無担保社債	200,000,000	199,340,000	
	第12回オリエントコーポレーション無担保社債	200,000,000	199,024,000	
	第62回日立キャピタル無担保社債	100,000,000	99,805,000	
	日立キャピタル株式会社第1回劣後特約付	100,000,000	99,931,600	
	日立キャピタル株式会社第2回劣後特約付	100,000,000	99,903,600	
	第1回MS & ADインシュアランスグループHD無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99,978,300	
	第1回MS & ADインシュアランスグループHD無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	399,913,200	
	第3回MS & ADインシュアランスグループHD無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	396,946,000	
	損害保険ジャパン日本興亜第1回劣後債	300,000,000	291,768,600	
	損害保険ジャパン日本興亜第2回劣後債	200,000,000	194,149,600	
	第9回NECキャピタルソリューション無担保社債	100,000,000	99,996,000	
	第54回三井不動産無担保社債	200,000,000	199,876,000	
	第35回相鉄ホールディングス無担保社債	300,000,000	300,156,000	
	第36回相鉄ホールディングス無担保社債	100,000,000	99,410,000	
	第41回南海電気鉄道無担保社債	100,000,000	97,850,000	
	第53回名古屋鉄道無担保社債	100,000,000	99,572,000	
	第13回光通信無担保社債	500,000,000	501,055,000	
	第14回光通信無担保社債	300,000,000	299,505,000	
	第15回光通信無担保社債	100,000,000	99,625,000	
	第44回ソフトバンク無担保社債	400,000,000	406,088,000	
	第48回ソフトバンク無担保社債	100,000,000	100,519,000	
	第48回ソフトバンク無担保社債	300,000,000	301,557,000	
	第48回ソフトバンク無担保社債	400,000,000	402,076,000	
	社債券計	11,400,000,000	11,388,811,600	
	合計		18,907,217,571	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
日本円	国債証券48銘柄	34.8%	35.3%
	特殊債券 7 銘柄	4.4%	4.5%
	社債券49銘柄	59.3%	60.2%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成29年2月21日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	34,609,122
金銭信託	115,474,136
株式	8,822,166,716
投資証券	111,334,947
未収配当金	8,706,527
<b>流動資産合計</b>	<b>9,092,291,448</b>
<b>資産合計</b>	<b>9,092,291,448</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払解約金	830,000
その他未払費用	11,470
<b>流動負債合計</b>	<b>841,470</b>
<b>負債合計</b>	<b>841,470</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	<b>4,582,578,838</b>
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	4,508,871,140
<b>元本等合計</b>	<b>9,091,449,978</b>
<b>純資産合計</b>	<b>9,091,449,978</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>9,092,291,448</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成29年2月21日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成28年4月12日から平成29年4月10日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(平成29年2月21日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自平成28年8月23日 至 平成29年2月21日)の元本状況	
期首(平成28年8月23日)の元本額	4,538,100,862円
対象期間中の追加設定元本額	1,390,233,321円
対象期間中の一部解約元本額	1,345,755,345円
平成29年2月21日現在の元本額の内訳	
明治安田先進国コアファンド(年1回決算型)	27,230,026円
明治安田先進国コアファンド(年2回決算型)	16,339,835円
明治安田DC先進国コアファンド	2,690,750円
ノーロード明治安田5資産バランス(安定コース)	15,983,047円
ノーロード明治安田5資産バランス(安定成長コース)	31,253,263円
ノーロード明治安田5資産バランス(積極コース)	32,945,905円
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	241,754,728円
明治安田グローバルバランスオープン	21,618,946円
明治安田DCグローバルバランスオープン	151,706,681円
明治安田DC外国株式リサーチオープン	3,275,850,258円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	89,841,941円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	278,847,808円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	3,330,970円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	9,782,064円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド(適格機関投資家私募)	383,402,616円
計	4,582,578,838円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9839円
(10,000口当たり純資産額)	(19,839円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成29年2月21日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMAZON.COM INC	1,380	845.07	1,166,196.60	
	ABBOTT LABORATORIES	14,900	44.69	665,881.00	
	AMERICAN EXPRESS CO	9,300	79.71	741,303.00	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	9,600	66.77	640,992.00	
	APPLE INC	13,700	135.72	1,859,364.00	
	AMETEK INC	13,500	54.50	735,750.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	22,500	49.19	1,106,775.00	
	CELGENE CORP	7,100	121.16	860,236.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	13,300	90.23	1,200,059.00	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	11,000	71.98	791,780.00	
	DANAHER CORP	7,100	84.05	596,755.00	
	WALT DISNEY CO/THE	9,600	110.06	1,056,576.00	
	DOLLAR TREE INC	6,200	80.00	496,000.00	
	CITIGROUP INC	20,500	60.17	1,233,485.00	
	ECOLAB INC	6,500	123.95	805,675.00	
	EOG RESOURCES INC	7,000	99.03	693,210.00	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	6,200	85.00	527,000.00	
	EXXON MOBIL CORP	14,100	81.76	1,152,816.00	
	NEXTERA ENERGY INC	12,800	126.86	1,623,808.00	
	FRANKLIN RESOURCES INC	7,400	42.53	314,722.00	
	GILEAD SCIENCES INC	5,800	69.85	405,130.00	
	GENERAL ELECTRIC CO	35,300	30.37	1,072,061.00	
	WW GRAINGER INC	2,800	254.96	713,888.00	
	HOME DEPOT INC	6,900	143.00	986,700.00	
	INTEL CORP	13,500	36.48	492,480.00	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	10,500	51.63	542,115.00	
	MICROSOFT CORP	34,000	64.62	2,197,080.00	
	NIKE INC -CL B	6,800	56.75	385,900.00	
	WELLS FARGO & CO	19,900	58.09	1,155,991.00	
	MONSANTO CO	6,500	109.00	708,500.00	
	ORACLE CORP	13,100	42.06	550,986.00	
	PEPSICO INC	10,400	108.15	1,124,760.00	
	PFIZER INC	35,500	33.62	1,193,510.00	
	US BANCORP	26,300	54.88	1,443,344.00	
	PRICELINE GROUP INC/THE	620	1,637.40	1,015,188.00	
	SCHLUMBERGER LTD	8,800	80.65	709,720.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	8,600	111.11	955,546.00	
	STARBUCKS CORP	9,400	57.35	539,090.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	10,500	76.44	802,620.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	5,450	158.64	864,588.00	
	UNION PACIFIC CORP	10,300	109.82	1,131,146.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	5,500	112.15	616,825.00	

	UNITEDHEALTH GROUP INC	8,000	157.62	1,260,960.00	
	WAL-MART STORES INC	8,000	69.37	554,960.00	
	TRANSDIGM GROUP INC	1,950	249.74	486,993.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	11,700	103.66	1,212,822.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	15,100	87.46	1,320,646.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	7,000	121.23	848,610.00	
	MEAD JOHNSON NUTRITION CO	3,500	87.50	306,250.00	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	21,200	35.43	751,116.00	
	EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	3,100	69.97	216,907.00	
	FACEBOOK INC-A	9,300	133.53	1,241,829.00	
	EATON CORP PLC	8,800	71.63	630,344.00	
	ABBVIE INC	10,400	61.77	642,408.00	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	11,400	85.86	978,804.00	
	NIELSEN HOLDINGS PLC	15,900	45.08	716,772.00	
	ALLERGAN PLC	2,350	247.35	581,272.50	
	S&P GLOBAL INC	6,900	130.39	899,691.00	
	ALPHABET INC-CL A	2,360	846.55	1,997,858.00	
小計		647,110		52,523,794.10	
				(5,957,773,964)	
カナダドル	BARRICK GOLD CORP	8,700	26.41	229,767.00	
	BANK OF NOVA SCOTIA	15,100	81.82	1,235,482.00	
	SUNCOR ENERGY INC	27,200	42.13	1,145,936.00	
小計		51,000		2,611,185.00	
				(225,763,055)	
オーストラリアドル	RIO TINTO LTD	13,400	67.64	906,376.00	
	SUNCORP GROUP LTD	55,000	13.52	743,600.00	
	BRAMBLES LTD	73,400	9.47	695,098.00	
小計		141,800		2,345,074.00	
				(204,162,142)	
イギリスポンド	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	7,500	49.825	373,687.50	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	24,600	21.705	533,943.00	
	INMARSAT PLC	70,300	6.285	441,835.50	
	WHITBREAD PLC	7,400	39.19	290,006.00	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	10,800	70.41	760,428.00	
	VODAFONE GROUP PLC	133,600	1.985	265,196.00	
	COMPASS GROUP PLC	49,400	14.75	728,650.00	
	JOHNSON MATTHEY PLC	15,500	30.62	474,610.00	
小計		319,100		3,868,356.00	
				(546,946,854)	
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	5,000	76.70	383,500.00	
	NESTLE SA-REG	16,300	73.25	1,193,975.00	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	17,900	15.52	277,808.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	500	530.50	265,250.00	

	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	8,300	75.95	630,385.00	
小計		48,000		2,750,918.00	
				(310,496,114)	
香港ドル	AIA GROUP LTD	140,400	49.10	6,893,640.00	
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	27,500	66.90	1,839,750.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	7,200	214.00	1,540,800.00	
小計		175,100		10,274,190.00	
				(150,208,657)	
スウェーデンクローナ	ATLAS COPCO AB-A SHS	18,200	292.40	5,321,680.00	
小計		18,200		5,321,680.00	
				(67,372,468)	
ユーロ	ADIDAS AG	4,800	148.40	712,320.00	
	DEUTSCHE POST AG-REG	11,800	31.99	377,482.00	
	SAP SE	6,600	87.10	574,860.00	
	BAYER AG-REG	7,300	107.20	782,560.00	
	BASF SE	6,300	89.64	564,732.00	
	LINDE AG	1,400	153.85	215,390.00	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	4,200	54.00	226,800.00	
	WIRECARD AG	4,100	45.985	188,538.50	
	BANCA GENERALI SPA	27,100	24.84	673,164.00	
	INGENICO GROUP	4,500	80.14	360,630.00	
	PERNOD-RICARD SA	4,000	107.95	431,800.00	
	SOCIETE GENERALE	6,700	41.805	280,093.50	
	AXA SA	27,200	22.355	608,056.00	
	BNP PARIBAS	6,300	55.63	350,469.00	
	ORPEA	5,700	81.63	465,291.00	
	TOTAL SA	16,300	47.575	775,472.50	
	SUEZ	35,100	14.645	514,039.50	
	KONINKLIJKE DSM NV	11,300	60.99	689,187.00	
	ASML HOLDING NV	4,300	118.40	509,120.00	
	INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	51,800	5.996	310,592.80	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	27,400	17.31	474,294.00	
	UCB SA	5,500	68.04	374,220.00	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	32,600	26.385	860,151.00	
小計		312,300		11,319,262.80	
				(1,359,443,462)	
合計				8,822,166,716	
				(8,822,166,716)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
----	-----	----------	-----------

米ドル	株式59銘柄	65.5%	67.5%
カナダドル	株式 3 銘柄	2.5%	2.6%
オーストラリアドル	株式 3 銘柄	2.2%	2.3%
イギリスポンド	株式 8 銘柄	6.0%	6.2%
スイスフラン	株式 5 銘柄	3.4%	3.5%
香港ドル	株式 3 銘柄	1.7%	1.7%
スウェーデンクローナ	株式 1 銘柄	0.7%	0.8%
ユーロ	株式23銘柄	15.0%	15.4%

## ( 2 ) 株式以外の有価証券

( 平成29年 2月21日現在 )

通貨	銘柄	口数(口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資証券					
米ドル	CROWN CASTLE INTL CORP	11,000	89.23	981,530.00	
小計		11,000		981,530.00	
				(111,334,947)	
投資証券計				111,334,947	
				(111,334,947)	
合計				111,334,947	
				(111,334,947)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資証券 1 銘柄	1.2%	100.0%

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成29年2月21日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	2,182,238
金銭信託	206,830,929
国債証券	21,257,162,162
地方債証券	684,989,742
特殊債券	1,374,890,711
社債券	699,896,561
未収利息	208,547,955
前払費用	152,753,507
<b>流動資産合計</b>	<b>24,587,253,805</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,587,253,805</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払解約金	24,910,000
その他未払費用	12,671
<b>流動負債合計</b>	<b>24,922,671</b>
<b>負債合計</b>	<b>24,922,671</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	11,493,238,221
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	13,069,092,913
<b>元本等合計</b>	<b>24,562,331,134</b>
<b>純資産合計</b>	<b>24,562,331,134</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>24,587,253,805</b>

**(2) 注記表**

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。  (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約が替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成29年2月21日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成28年4月12日から平成29年4月10日までとなっております。

(その他の注記)

(平成29年2月21日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自平成28年8月23日 至 平成29年2月21日)の元本状況	
期首(平成28年8月23日)の元本額	12,349,079,335円
対象期間中の追加設定元本額	654,423,479円
対象期間中の一部解約元本額	1,510,264,593円
平成29年2月21日現在の元本額の内訳	
明治安田先進国コアファンド(年1回決算型)	10,402,749円
明治安田先進国コアファンド(年2回決算型)	6,242,796円
明治安田DC先進国コアファンド	1,027,626円
ノーロード明治安田5資産バランス(安定コース)	28,686,556円
ノーロード明治安田5資産バランス(安定成長コース)	28,030,724円
ノーロード明治安田5資産バランス(積極コース)	22,270,215円
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	88,159,271円
明治安田グローバルバランスオープン	14,128,091円
明治安田DCグローバルバランスオープン	99,329,329円
明治安田外国債券オープン	344,660,182円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	81,415,867円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	125,923,081円
明治安田DC外国債券オープン	2,966,842,759円
明治安田外国債券オープン(毎月分配型)	6,629,766,184円
グローバル・インカム・プラス(毎月分配型)	663,789,605円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	3,006,392円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	4,524,766円
明治安田VA外国債券オープン(適格機関投資家私募)	19,952,563円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド (適格機関投資家私募)	355,079,465円
計	11,493,238,221円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.1371円
(10,000口当たり純資産額)	(21,371円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式（平成29年2月21日現在）

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

（平成29年2月21日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 3.5%	12,250,000	12,996,484.37	
	US TREASURY N/B 1.875%	1,820,000	1,800,946.87	
	US TREASURY N/B 8%	18,320,000	23,379,468.84	
	US TREASURY N/B 8%	2,750,000	3,509,472.67	
	US TREASURY N/B 6.25%	20,870,000	26,066,304.01	
	US TREASURY N/B 4.25%	3,460,000	4,210,928.12	
	US TREASURY N/B 4.25%	700,000	851,921.87	
	US TREASURY N/B 3%	6,910,000	6,847,378.12	
	US TREASURY N/B 3%	670,000	663,928.12	
	US TREASURY N/B 3%	1,270,000	1,258,490.62	
小計		69,020,000	81,585,323.61	
			(9,254,223,257)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 3.75%	560,000	580,160.00	
小計		560,000	580,160.00	
			(50,508,729)	
イギリスポンド	TREASURY 5%	610,000	641,116.10	
	TREASURY 8%	790,000	1,046,128.27	
	TREASURY 4.25%	160,000	207,520.00	
	TREASURY 4.5%	5,785,000	8,171,081.10	
	TREASURY 4.25%	1,050,000	1,488,375.00	
小計		8,395,000	11,554,220.47	
			(1,633,651,232)	
スイスフラン	SWISS (GOVT) 2%	370,000	414,696.00	
小計		370,000	414,696.00	
			(46,806,737)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 3.5%	1,090,000	1,199,109.00	
小計		1,090,000	1,199,109.00	
			(95,712,880)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	2,640,000	3,538,444.80	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	3,850,000	5,160,232.00	
小計		6,490,000	8,698,676.80	
			(110,125,248)	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T 3.75%	7,580,000	8,450,942.00	
小計		7,580,000	8,450,942.00	

			(114,763,792)
デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 1.75%	7,960,000	8,942,900.80
小計		7,960,000	8,942,900.80
			(144,517,276)
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 8.5%	19,550,000	20,071,985.00
	MEXICAN BONOS 8.5%	13,930,000	14,859,131.00
小計		33,480,000	34,931,116.00
			(194,217,004)
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 5.75%	2,130,000	2,391,990.00
	POLAND GOVT BOND 5.75%	4,360,000	4,911,104.00
	POLAND GOVT BOND 5.75%	350,000	394,240.00
小計		6,840,000	7,697,334.00
			(214,139,831)
南アフリカランド	REP SOUTH AFRICA 7.25%	9,900,000	9,739,125.00
	REP SOUTH AFRICA 7%	5,170,000	4,282,828.00
	REP SOUTH AFRICA 7%	2,780,000	2,302,952.00
小計		17,850,000	16,324,905.00
			(141,700,175)
ユーロ	DEUTSCHLAND REP 6.5%	280,000	458,704.40
	BTPS 4.25%	6,540,000	7,187,460.00
	BTPS 9%	2,340,000	3,438,864.00
	BTPS 9%	3,340,000	4,908,464.00
	BTPS 7.25%	1,000,000	1,438,800.00
	BTPS 5%	2,030,000	2,608,550.00
	BTPS 5%	60,000	77,100.00
	BTPS 5%	610,000	783,850.00
	FRANCE O.A.T. 4.25%	2,200,000	2,271,500.00
	FRANCE O.A.T. 3.5%	3,310,000	3,708,524.00
	FRANCE O.A.T. 8.5%	5,490,000	8,232,255.00
	FRANCE O.A.T. 3.5%	1,860,000	2,275,896.00
	FRANCE O.A.T. 4%	2,020,000	2,798,306.00
	FRANCE O.A.T. 4.5%	490,000	728,728.00
	FRANCE O.A.T. 4.5%	340,000	505,648.00
	NETHERLANDS GOVT 1.75%	6,250,000	6,986,875.00
	NETHERLANDS GOVT 5.5%	730,000	1,108,797.00
	SPANISH GOV'T 4.6%	6,675,000	7,434,615.00
	SPANISH GOV'T 4.6%	340,000	378,692.00
	SPANISH GOV'T 5.9%	3,230,000	4,449,325.00
	SPANISH GOV'T 5.9%	540,000	743,850.00
	SPANISH GOV'T 4.2%	120,000	150,816.00
	SPANISH GOV'T 5.15%	510,000	731,289.00
	SPANISH GOV'T 5.15%	110,000	157,729.00

	BELGIAN 0312 4%	4,840,000	5,080,548.00	
	BELGIAN 0331 3.75%	1,370,000	1,961,566.00	
	REP OF AUSTRIA 4.15%	1,840,000	2,780,976.00	
	UNITED MEXICAN 2.375%	500,000	522,250.00	
	IRISH GOVT 3.9%	310,000	375,828.50	
	IRISH GOVT 5.4%	350,000	473,305.00	
	IRISH GOVT 5.4%	1,020,000	1,379,346.00	
	REP OF POLAND 3.375%	800,000	937,280.00	
小計		61,445,000	77,075,736.90	
			(9,256,796,001)	
国債証券計			21,257,162,162	
			(21,257,162,162)	
地方債証券				
米ドル	ONTARIO PROVINCE 4%	3,300,000	3,478,860.00	
小計		3,300,000	3,478,860.00	
			(394,607,089)	
カナダドル	ONTARIO PROVINCE 4%	2,000,000	2,194,800.00	
	QUEBEC PROVINCE 6.25%	840,000	1,163,778.00	
小計		2,840,000	3,358,578.00	
			(290,382,653)	
地方債証券計			684,989,742	
			(684,989,742)	
特殊債券				
米ドル	NED WATERSCHAPBK 1.875%	5,000,000	5,022,000.00	
小計		5,000,000	5,022,000.00	
			(569,645,460)	
オーストラリアドル	QUEENSLAND TREAS 4.75%	2,080,000	2,332,304.00	
	BK NED GEMEENTEN 5.25%	800,000	889,760.00	
	EUROPEAN INVT BK 6.25%	1,950,000	2,206,230.00	
小計		4,830,000	5,428,294.00	
			(472,587,275)	
スウェーデンクローナ	NED WATERSCHAPBK 0.7%	10,000,000	9,846,000.00	
小計		10,000,000	9,846,000.00	
			(124,650,360)	
ノルウェークローネ	EUROPEAN INVT BK 3%	5,600,000	5,840,800.00	
小計		5,600,000	5,840,800.00	
			(79,318,064)	
ユーロ	EU 3.375%	800,000	1,071,520.00	

小計		800,000	1,071,520.00	
			(128,689,552)	
特殊債券計			1,374,890,711	
			(1,374,890,711)	
社債券				
米ドル	DEXIA CRED SA NY 2.25%	6,150,000	6,170,295.00	
小計		6,150,000	6,170,295.00	
			(699,896,561)	
社債券計			699,896,561	
			(699,896,561)	
合計			24,016,939,176	
			(24,016,939,176)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

## (注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券 6 銘柄	37.7%	38.5%
	地方債証券 1 銘柄	1.6%	1.7%
	特殊債券 1 銘柄	2.3%	2.4%
	社債券 1 銘柄	2.8%	2.9%
カナダドル	地方債証券 2 銘柄	1.2%	1.2%
オーストラリアドル	国債証券 1 銘柄	0.2%	0.2%
	特殊債券 3 銘柄	2.0%	2.0%
イギリスポンド	国債証券 5 銘柄	6.6%	6.8%
スイスフラン	国債証券 1 銘柄	0.2%	0.2%
シンガポールドル	国債証券 1 銘柄	0.4%	0.4%
スウェーデンクローナ	国債証券 1 銘柄	0.4%	0.5%
	特殊債券 1 銘柄	0.5%	0.5%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	0.5%	0.5%
	特殊債券 1 銘柄	0.3%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 1 銘柄	0.6%	0.6%
メキシコペソ	国債証券 2 銘柄	0.8%	0.8%
ポーランドズロチ	国債証券 2 銘柄	0.9%	0.9%
南アフリカランド	国債証券 2 銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券24銘柄	37.7%	38.5%
	特殊債券 1 銘柄	0.5%	0.5%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）

## （１）貸借対照表

	（平成29年2月21日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	76,392,581
国債証券	4,905,575,169
特殊債券	56,301,679
派生商品評価勘定	39,448,831
未収利息	37,155,604
前払費用	37,414,255
<b>流動資産合計</b>	<b>5,152,288,119</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,152,288,119</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
派生商品評価勘定	8,258,629
その他未払費用	11,171
<b>流動負債合計</b>	<b>8,269,800</b>
<b>負債合計</b>	<b>8,269,800</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	5,286,065,084
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	142,046,765
<b>元本等合計</b>	<b>5,144,018,319</b>
<b>純資産合計</b>	<b>5,144,018,319</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>5,152,288,119</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。  (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成29年2月21日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成28年2月23日から平成29年2月21日までとなっております。

(その他の注記)

(平成29年2月21日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成28年8月23日 至 平成29年2月21日）の元本状況	
期首（平成28年8月23日）の元本額	6,802,896,856円
対象期間中の追加設定元本額	4,235,284,092円
対象期間中の一部解約元本額	5,752,115,864円
平成29年2月21日現在の元本額の内訳	
明治安田先進国コアファンド（年1回決算型）	83,210,209円
明治安田先進国コアファンド（年2回決算型）	49,933,505円
明治安田DC先進国コアファンド	8,214,642円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド （適格機関投資家私募）	5,144,706,728円
計	5,286,065,084円
2. 元本の欠損	142,046,765円
3. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9731円
（10,000口当たり純資産額）	(9,731円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式（平成29年2月21日現在）

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

（平成29年2月21日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 3.5%	1,540,000	1,633,843.75	
	US TREASURY N/B 2%	1,400,000	1,397,921.88	
	US TREASURY N/B 1.375%	420,000	399,131.25	
	US TREASURY N/B 1.375%	1,390,000	1,320,934.37	
	US TREASURY N/B 1.375%	150,000	142,546.87	
	US TREASURY N/B 1.375%	1,130,000	1,073,853.12	
	US TREASURY N/B 3.5%	2,910,000	2,982,750.00	
	US TREASURY N/B 8%	6,050,000	7,720,839.87	
	US TREASURY N/B 4.25%	850,000	1,034,476.56	
	US TREASURY N/B 4.25%	90,000	109,532.81	
	US TREASURY N/B 3%	130,000	128,821.87	
	US TREASURY N/B 3%	1,370,000	1,357,584.37	
	US TREASURY N/B 3%	70,000	69,365.62	
	US TREASURY N/B 3%	220,000	218,006.25	
小計		17,720,000	19,589,608.59	
			(2,222,049,302)	
カナダドル	CANADA-GOV'T 2.75%	930,000	1,002,354.00	
	CANADA-GOV'T 2.75%	140,000	150,892.00	
	CANADA-GOV'T 5%	111,000	157,574.49	
	CANADA-GOV'T 5%	30,000	42,587.70	
小計		1,211,000	1,353,408.19	
			(117,015,672)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 5.75%	50,000	57,190.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 5.75%	20,000	22,876.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	94,000	95,024.60	
	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	270,000	272,943.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	150,000	151,635.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	340,000	343,706.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	260,000	262,834.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	100,000	101,090.00	
小計		1,284,000	1,307,298.60	
			(113,813,416)	
イギリスポンド	TREASURY 5%	20,000	21,020.20	
	TREASURY 5%	40,000	42,040.40	
	TREASURY 5%	110,000	115,611.10	
	TREASURY 5%	40,000	42,040.40	
	TREASURY 5%	50,000	52,550.50	

	TREASURY 4.5%	260,000	367,239.60	
	TREASURY 4.5%	420,000	593,233.20	
	TREASURY 4.5%	350,000	494,361.00	
	TREASURY 4.5%	390,000	550,859.40	
	TREASURY 4.5%	130,000	183,619.80	
	TREASURY 4.25%	36,000	51,030.00	
	TREASURY 4.25%	30,000	42,525.00	
小計		1,876,000	2,556,130.60	
			(361,411,305)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 3.5%	250,000	275,025.00	
小計		250,000	275,025.00	
			(21,952,495)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 5%	3,250,000	3,906,370.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 1.5%	1,000,000	1,085,280.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 1.5%	710,000	770,548.80	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	200,000	268,064.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	1,060,000	1,420,739.20	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	570,000	763,982.40	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	980,000	1,313,513.60	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	590,000	790,788.80	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	170,000	227,854.40	
小計		8,530,000	10,547,141.20	
			(133,526,807)	
デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 1.75%	1,500,000	1,685,220.00	
	DENMARK - BULLET 1.75%	510,000	572,974.80	
小計		2,010,000	2,258,194.80	
			(36,492,427)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 5%	5,080,000	4,823,968.00	
	MEXICAN BONOS 8.5%	2,530,000	2,698,751.00	
小計		7,610,000	7,522,719.00	
			(41,826,317)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 5.75%	90,000	101,376.00	
	POLAND GOVT BOND 5.75%	190,000	214,016.00	
	POLAND GOVT BOND 5.75%	200,000	225,280.00	
	POLAND GOVT BOND 5.75%	770,000	867,328.00	
小計		1,250,000	1,408,000.00	
			(39,170,560)	
南アフリカランド	REP SOUTH AFRICA 8%	3,530,000	3,547,650.00	
小計		3,530,000	3,547,650.00	
			(30,793,602)	

ユーロ	DEUTSCHLAND REP 5.5%	20,000	33,266.60	
	BTPS 4.25%	1,450,000	1,566,841.00	
	BTPS 4.25%	70,000	75,640.60	
	BTPS 4.25%	130,000	142,870.00	
	BTPS 9%	575,000	845,020.00	
	BTPS 9%	340,000	499,664.00	
	BTPS 9%	390,000	573,144.00	
	BTPS 9%	60,000	88,176.00	
	BTPS 7.25%	290,000	417,252.00	
	BTPS 6.5%	80,000	111,056.00	
	BTPS 5%	90,000	115,650.00	
	BTPS 5%	90,000	115,650.00	
	BTPS 5%	90,000	115,650.00	
	BTPS 5%	50,000	64,250.00	
	BTPS 5%	60,000	77,100.00	
	FRANCE O.A.T. 4.25%	170,000	175,525.00	
	FRANCE O.A.T. 8.5%	790,000	1,184,605.00	
	FRANCE O.A.T. 8.5%	950,000	1,424,525.00	
	FRANCE O.A.T. 3.5%	360,000	440,496.00	
	FRANCE O.A.T. 4%	330,000	457,149.00	
	FRANCE O.A.T. 4%	110,000	152,383.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	40,000	59,488.00	
	FRANCE O.A.T. 3.25%	30,000	37,554.00	
	FRANCE O.A.T. 3.25%	30,000	37,554.00	
	NETHERLANDS GOVT 1.75%	90,000	100,611.00	
	NETHERLANDS GOVT 1.75%	370,000	413,623.00	
	NETHERLANDS GOVT 1.75%	250,000	279,475.00	
	NETHERLANDS GOVT 5.5%	180,000	273,402.00	
	SPANISH GOV'T 4.5%	730,000	762,777.00	
	SPANISH GOV'T 4.6%	30,000	33,414.00	
	SPANISH GOV'T 4.6%	410,000	456,658.00	
	SPANISH GOV'T 4.6%	90,000	100,242.00	
	SPANISH GOV'T 5.9%	460,000	633,650.00	
	SPANISH GOV'T 5.9%	210,000	289,275.00	
	SPANISH GOV'T 5.9%	120,000	165,300.00	
	SPANISH GOV'T 5.9%	400,000	551,000.00	
	SPANISH GOV'T 6%	10,000	14,381.00	
	SPANISH GOV'T 4.2%	20,000	25,136.00	
	BELGIAN 0291 5.5%	30,000	44,811.00	
	BELGIAN 0291 5.5%	160,000	238,992.00	
	BELGIAN 0291 5.5%	540,000	806,598.00	
	REP OF AUSTRIA 4.15%	100,000	151,140.00	
	REP OF AUSTRIA 4.15%	270,000	408,078.00	
	IRISH GOVT 5.4%	240,000	324,552.00	
小計		11,305,000	14,883,624.20	
			(1,787,523,266)	

国債証券計			4,905,575,169	
			(4,905,575,169)	
特殊債券				
ユーロ	EU 3.375%	350,000	468,790.00	
小計		350,000	468,790.00	
			(56,301,679)	
特殊債券計			56,301,679	
			(56,301,679)	
合計			4,961,876,848	
			(4,961,876,848)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券 7 銘柄	43.2%	44.8%
カナダドル	国債証券 2 銘柄	2.3%	2.4%
オーストラリアドル	国債証券 2 銘柄	2.2%	2.3%
イギリスポンド	国債証券 3 銘柄	7.0%	7.3%
シンガポールドル	国債証券 1 銘柄	0.4%	0.4%
スウェーデンクローナ	国債証券 3 銘柄	2.6%	2.7%
デンマーククローネ	国債証券 1 銘柄	0.7%	0.7%
メキシコペソ	国債証券 2 銘柄	0.8%	0.9%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	0.8%	0.8%
南アフリカランド	国債証券 1 銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券23銘柄	34.8%	36.0%
	特殊債券 1 銘柄	1.1%	1.1%

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（平成29年2月21日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	5,019,483,387	-	4,988,293,185	31,190,202
	米ドル	2,212,127,328	-	2,216,768,667	4,641,339
	カナダドル	116,590,476	-	116,559,458	31,018
	オーストラリアドル	112,869,032	-	114,747,412	1,878,380
	イギリスポンド	360,156,808	-	357,522,238	2,634,570
	シンガポールドル	22,151,492	-	22,088,872	62,620
	スウェーデンクローナ	136,656,496	-	133,647,836	3,008,660
	デンマーククローネ	36,546,750	-	35,934,135	612,615
	メキシコペソ	39,087,983	-	39,747,047	659,064
	ポーランドズロチ	40,102,320	-	39,527,185	575,135
	南アフリカランド	29,798,385	-	30,878,231	1,079,846
	ユーロ	1,913,396,317	-	1,880,872,104	32,524,213
	合計	-	-	-	31,190,202

（注）時価の算定方法

為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

  - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
  - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

**2【ファンドの現況】**

(平成29年3月31日現在)

**【純資産額計算書】**

資産総額	251,946,342 円
負債総額	346,143 円
純資産総額( - )	251,600,199 円
発行済口数	260,777,358 口
1口当たり純資産額( / )	0.9648 円
(1万口当たり純資産額)	(9,648 円)

(参考)

・明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	10,505,680,878 円
負債総額	482,939,426 円
純資産総額( - )	10,022,741,452 円
発行済口数	5,302,568,176 口
1口当たり純資産額( / )	1.8902 円
(1万口当たり純資産額)	(18,902 円)

・明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	23,754,475,072 円
負債総額	1,891,415,720 円
純資産総額( - )	21,863,059,352 円
発行済口数	15,682,010,831 口
1口当たり純資産額( / )	1.3941 円
(1万口当たり純資産額)	(13,941 円)

・明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド  
純資産額計算書

資産総額	9,373,955,867 円
負債総額	153,875,462 円
純資産総額( - )	9,220,080,405 円
発行済口数	4,615,122,644 口
1口当たり純資産額( / )	1.9978 円
(1万口当たり純資産額)	(19,978 円)

・明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド  
純資産額計算書

資産総額	24,501,920,869 円
負債総額	183,253,683 円
純資産総額( - )	24,318,667,186 円
発行済口数	11,403,374,833 口
1口当たり純資産額( / )	2.1326 円
(1万口当たり純資産額)	(21,326 円)

・明治安田外国債券マザーファンド(為替ヘッジ型)  
純資産額計算書

資産総額	7,894,718,312 円
負債総額	3,954,222,823 円
純資産総額( - )	3,940,495,489 円
発行済口数	4,034,448,393 口
1口当たり純資産額( / )	0.9767 円
(1万口当たり純資産額)	(9,767 円)

・明治安田マネープール・マザーファンド  
純資産額計算書

資産総額	1,709,759,339 円
負債総額	45,526 円
純資産総額( - )	1,709,713,813 円
発行済口数	1,704,744,269 口
1口当たり純資産額( / )	1.0029 円
(1万口当たり純資産額)	(10,029 円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

##### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

< 過去5年間における資本金の額の推移 >

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### 投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成29年3月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	145 本	1,066,065,275,588 円
単位型株式投資信託	2 本	3,963,610,250 円
合 計	147 本	1,070,028,885,838 円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,891,362	8,954,092
前払費用	88,667	113,438
未収入金	1,188	-
未収委託者報酬	872,124	756,595
未収運用受託報酬	136,002	130,048
未収投資助言報酬	224,622	221,366
その他	516	176
流動資産合計	10,214,483	10,175,717
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>1</sup> 78,235	<sup>1</sup> 76,958
器具備品	<sup>1</sup> 86,756	<sup>1</sup> 80,915
有形固定資産合計	164,992	157,874
無形固定資産		
ソフトウェア	45,875	40,629
電話加入権	6,662	6,662
その他	174	90
無形固定資産合計	52,711	47,383
投資その他の資産		
投資有価証券	386	1,334
長期差入保証金	96,907	106,597
長期前払費用	799	1,596
前払年金費用	11,517	13,563
投資その他の資産合計	109,610	123,093
固定資産合計	327,314	328,350
資産合計	10,541,798	10,504,067

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	41,277	13,239
未払金	588,289	476,548
未払収益分配金	118	120
未払償還金	7,315	7,137
未払手数料	351,231	269,575
その他未払金	229,623	199,713
未払費用	19,574	25,383
未払法人税等	70,786	178,703
未払消費税等	150,196	60,179
賞与引当金	60,075	96,974
流動負債合計	930,198	851,028
<b>固定負債</b>		
繰延税金負債	11,290	10,751
資産除去債務	28,100	28,469
固定負債合計	39,390	39,221
負債合計	969,589	890,249
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,882,406	1,924,067
利益剰余金合計	5,057,448	5,099,109
株主資本合計	9,572,231	9,613,892
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	23	74
評価・換算差額等合計	23	74
純資産合計	9,572,208	9,613,818
負債・純資産合計	10,541,798	10,504,067

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日)	(自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		5,175,093		5,069,760
受入手数料		9,348		7,113
運用受託報酬		1,456,016		1,568,398
投資助言報酬		412,351		424,417
営業収益合計		7,052,810		7,069,689
営業費用				
支払手数料		2,397,134		2,175,264
広告宣伝費		22,821		34,668
公告費		288		129
調査費		1,248,205		1,202,427
調査費		366,281		475,403
委託調査費		881,923		727,023
委託計算費		311,665		320,967
営業雑経費		93,202		102,440
通信費		14,531		14,199
印刷費		68,243		77,321
協会費		7,253		7,844
諸会費		3,164		3,022
営業雑費		9		52
営業費用合計		4,073,318		3,835,897
一般管理費				
給料		1,175,647		1,300,274
役員報酬		53,295		54,210
給料・手当		992,115		1,014,214
賞与		130,236		231,849
その他報酬		1,117		6,583
賞与引当金繰入		60,075		96,974
法定福利費		174,211		200,082
福利厚生費		30,225		40,843
交際費		611		1,371
寄付金		200		200
旅費交通費		30,564		35,542
租税公課		25,456		35,014
不動産賃借料		110,515		113,302
退職給付費用		7,316		68,167
固定資産減価償却費		50,850		55,021
諸経費		168,133		179,502
一般管理費合計		1,834,926		2,132,880
営業利益		1,144,566		1,100,911

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	（自	平成26年4月1日	（自	平成27年4月1日
	至	平成27年3月31日）	至	平成28年3月31日）
営業外収益				
受取利息		2,360		2,098
受取配当金		11		-
投資有価証券売却益		1		0
償還金等時効完成分		34		207
保険契約返戻金・配当金		<sup>1</sup> 1,130		<sup>1</sup> 1,109
為替差益		363		572
雑益		575		498
営業外収益合計		4,477		4,486
営業外費用				
雑損		254		132
営業外費用合計		254		132
経常利益		1,148,789		1,105,266
特別利益		-		-
特別損失				
固定資産除却損		<sup>2</sup> 2,277		<sup>2</sup> 233
特別損失合計		2,277		233
税引前当期純利益		1,146,512		1,105,033
法人税、住民税及び事業税		82,312		200,775
法人税等調整額		11,290		538
法人税等合計		93,602		200,236
当期純利益		1,052,910		904,796

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	1,137,921	4,312,963	8,827,746
当期変動額					
剰余金の配当			308,424	308,424	308,424
当期純利益			1,052,910	1,052,910	1,052,910
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	744,485	744,485	744,485
当期末残高	83,040	3,092,001	1,882,406	5,057,448	9,572,231

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	0	0	8,827,746
当期変動額			
剰余金の配当			308,447
当期純利益			1,052,910
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	744,461
当期末残高	23	23	9,572,208

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				

当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,882,406	5,057,448	9,572,231
当期変動額					
剰余金の配当			863,135	863,135	863,135
当期純利益			904,796	904,796	904,796
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	41,661	41,661	41,661
当期末残高	83,040	3,092,001	1,924,067	5,099,109	9,613,892

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	23	23	9,572,208
当期変動額			
剰余金の配当			863,135
当期純利益			904,796
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	51	51	51
当期変動額合計	51	51	41,609
当期末残高	74	74	9,613,818

## [注記事項]

## （重要な会計方針）

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p>
<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## （貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	13,680千円	20,399千円
器具備品	229,540千円	250,057千円

## （損益計算書関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,130千円	1,109千円

2 前事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

固定資産除却損の内容は、ソフトウェア1,736千円、器具備品540千円であります。

当事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

固定資産除却損の内容は、器具備品233千円であります。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	308,424,710円	16,330円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	863,135,900円	45,700円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月30日

当事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	863,135,900円	45,700円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	861,492,731円	45,613円00銭	平成28年3月31日	平成28年6月30日

## (リース取引関係)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

## 前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,891,362	8,891,362	-
(2) 未収委託者報酬	872,124	872,124	-
(3) 未収運用受託報酬	136,002	136,002	-
(4) 未収投資助言報酬	224,622	224,622	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	386	386	-
(6) 長期差入保証金	96,907	90,238	6,668
資産計	10,221,404	10,214,735	6,668
(1) 未払手数料	351,231	351,231	-
(2) その他未払金	229,623	229,623	-
負債計	580,855	580,855	-

## 当事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,954,092	8,954,092	-
(2) 未収委託者報酬	756,595	756,595	-
(3) 未収運用受託報酬	130,048	130,048	-
(4) 未収投資助言報酬	221,366	221,366	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	1,334	1,334	-
(6) 長期差入保証金	106,597	106,320	277
資産計	10,170,034	10,169,757	277
(1) 未払手数料	269,575	269,575	-
(2) その他未払金	199,713	199,713	-
負債計	469,289	469,289	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

- (6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,890,928	-	-	-
未収委託者報酬	872,124	-	-	-
未収運用受託報酬	136,002	-	-	-
未収投資助言報酬	224,622	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	386	-	-
長期差入保証金	-	-	-	96,907
合計	10,123,677	386	-	96,907

当事業年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,953,925	-	-	-
未収委託者報酬	756,595	-	-	-
未収運用受託報酬	130,048	-	-	-
未収投資助言報酬	221,366	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	334	-	-	-
長期差入保証金	-	-	-	106,597
合計	10,062,270	-	-	106,597

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（平成27年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	100	100	0
小計	100	100	0
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	286	309	23
小計	286	309	23

合計	386	409	23
----	-----	-----	----

当事業年度（平成28年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,100	1,100	0
小計	1,100	1,100	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	234	309	74
小計	234	309	74
合計	1,334	1,409	74

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	101,920	1,920	-

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	100,120	120	-

## 3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	47,801	千円
退職給付費用	7,316	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	66,636	"
前払年金費用の期末残高	11,517	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	490,985	千円
年金資産	502,776	"
	11,790	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,517	"
前払年金費用	11,517	"

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,517	＼
(3) 退職給付費用		
簡便法で計算した退職給付費用	7,316	千円

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	11,517	千円
退職給付費用	68,167	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	70,213	"
前払年金費用の期末残高	13,563	"

### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	525,902	千円
年金資産	539,738	"
	13,836	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,563	"
前払年金費用	13,563	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,563	"

### (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	68,167	千円
----------------	--------	----

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	176,300	千円	-	千円
税務上の繰延資産償却超過額	15,376	"	2,764	"
賞与引当金繰入限度超過額	19,884	"	29,926	"
未払事業税	5,284	"	13,850	"
その他	18,069	"	18,825	"
繰延税金資産小計	234,915	"	65,366	"
評価性引当額	234,915	"	65,366	"
繰延税金資産合計	-	"	-	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	-	"	-	"
資産除去費用	7,565	"	6,598	"
前払年金費用	3,724	"	4,153	"
繰延税金負債合計	11,290	"	10,751	"
繰延税金負債の純額	11,290	"	10,751	"

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	35.64	%	33.06%	%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01	"	0.03	"
評価性引当額の増減	27.58	"	15.11	"
住民税均等割	0.20	"	0.21	"
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	0.10	"	0.08	"
その他	0.01	"	0.01	"
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.16	%	18.12	%

## 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の33.06%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更により繰延税金負債は847千円減少し、法人税等調整額は847千円減少しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（15年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
期首残高	27,735	千円	28,100	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	-	"
時の経過による調整額	364	"	369	"
資産除去債務の履行による減少額	-	"	-	"
期末残高	28,100	千円	28,469	千円

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	5,175,093	9,348	1,456,016	412,351	7,052,810



## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	5,069,760	7,113	1,568,398	424,417	7,069,689

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

## 1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	380,457	未収投資助言報酬	207,235

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	-------------------	-------	-----------------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言 報酬	387,032	未収投資 助言報酬	203,706
-----	----------------------	-------------	---------	-------	----------------------	-------------------------------	------------	---------	--------------	---------

取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬については、契約に基づき決定しております。

(注) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

## （1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
1株当たり純資産額	506,814円66銭	509,017円74銭
1株当たり当期純利益金額	55,747円86銭	47,905円80銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	前事業年度 （平成27年3月31日）	当事業年度 （平成28年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,572,208	9,613,818
普通株式に係る純資産額（千円）	9,572,208	9,613,818
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

## 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
当期純利益（千円）	1,052,910	904,796
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,052,910	904,796
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 中間財務諸表等

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成28年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	8,153,897
未収委託者報酬	807,931
未収運用受託報酬	320,591
未収投資助言報酬	208,304
その他	141,531
流動資産合計	9,632,255
固定資産	
有形固定資産	
建物	173,580
器具備品	168,655
建設仮勘定	18,440
有形固定資産合計	160,676
無形固定資産	
ソフトウェア	34,104
電話加入権	6,662
その他	61
ソフトウェア仮勘定	3,200
無形固定資産合計	44,027
投資その他の資産	
投資有価証券	1,101
長期差入保証金	106,597
長期前払費用	1,491
前払年金費用	9,560
投資その他の資産合計	118,750
固定資産合計	323,454
資産合計	9,955,710

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成28年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
未払償還金	7,137
未払手数料	274,072
未払法人税等	166,875
賞与引当金	103,540
その他	<sup>2</sup> 301,471
流動負債合計	853,098
固定負債	
資産除去債務	28,656
繰延税金負債	9,243
固定負債合計	37,900
負債合計	890,998
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,374,885
利益剰余金合計	4,549,927
株主資本合計	9,064,710
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1
評価・換算差額等合計	1
純資産合計	9,064,711
負債純資産合計	9,955,710

## 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成28年4月 1日	
至 平成28年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	2,281,213
受入手数料	3,272
運用受託報酬	795,517
投資助言報酬	194,021
営業収益合計	3,274,024
営業費用	
支払手数料	875,603
その他営業費用	789,392
営業費用合計	1,664,996
一般管理費	<sup>1</sup> 1,157,193
営業利益	451,833
営業外収益	<sup>2</sup> 1,782
営業外費用	372
経常利益	453,243
特別利益	-
特別損失	0
税引前中間純利益	453,243
法人税、住民税及び事業税	142,441
法人税等調整額	1,508
法人税等合計	140,933
中間純利益	312,310

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,924,067	5,099,109	9,613,892
当中間期変動額					
剰余金の配当			861,492	861,492	861,492
中間純利益			312,310	312,310	312,310
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	549,182	549,182	549,182
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,374,885	4,549,927	9,064,710

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	74	74	9,613,818
当中間期変動額			
剰余金の配当			861,492
中間純利益			312,310
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	76	76	76
当中間期変動額合計	76	76	549,106
当中間期末残高	1	1	9,064,711

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
その他有価証券	
時価のあるもの	
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物          8年～18年	
器具備品    3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。	
(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

## (会計方針の変更)

該当事項はありません。

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成28年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	23,777千円
器具備品	264,166千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	18,444千円
無形固定資産	8,581千円
2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	314千円
保険契約返戻金・配当金	1,097千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日）					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	18,887株	-	-	18,887株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1)配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月30日 定時株主総会	普通株式	861,492,731円	45,613円00銭	平成28年3月31日	平成28年6月30日
(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

## （リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	8,153,897	8,153,897	-
(2)未収委託者報酬	807,931	807,931	-
(3)未収運用受託報酬	320,591	320,591	-
(4)未収投資助言報酬	208,304	208,304	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	1,101	1,101	-
(6)長期差入保証金	106,597	106,985	387
資産計	9,598,423	9,598,811	387
(1)未払手数料	274,072	274,072	-
負債計	274,072	274,072	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法

## 資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は基準価額によっております

(6)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （有価証券関係）

## 1. その他有価証券

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,002	1,000	2
小計	1,002	1,000	2
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	99	100	1
小計	99	100	1
合計	1,101	1,100	1

## 2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

## （ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

## （企業結合等関係）

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

## （持分法損益等）

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	28,469千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	187千円
当中間会計期間末残高	<u>28,656千円</u>

## （賃貸等不動産関係）

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	2,281,213	3,272	795,517	194,021	3,274,024

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日)	
1株当たり純資産額	479,944円51銭
1株当たり中間純利益金額	16,535円73銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日)	
中間純利益金額(千円)	312,310
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	312,310
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
該当事項はありません。	

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 )又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
該当事項はありません。

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

(平成28年3月末現在)

(A)名称	(B)資本金の額(百万円)	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

**(2) 販売会社**

(平成28年3月末現在)

(A)名称	(B)資本金の額(百万円)	(C)事業の内容
株式会社 武蔵野銀行	45,743	日本において、銀行法に基づき、銀行業務を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社 <sup>1</sup>	730,000 <sup>2</sup>	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式	7,495	

1 明治安田生命保険相互会社は、新規販売は行わず、換金のみ受付けます。

2 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

**2【関係業務の概要】****(1) 受託会社**

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

**(2) 販売会社**

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

**3【資本関係】****(1) 受託会社**

該当事項はありません。

**(2) 販売会社**

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

**1. 名称、資本金の額及び事業の内容**

(A) 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

(B) 資本金の額 : 平成28年3月末現在、10,000百万円

(C) 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

**2. 関係業務の概要**

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

**3. 資本関係**

該当ありません。



### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
  - 「投資信託説明書（目論見書）」
  - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
  - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

**独立監査人の監査報告書**

平成28年6月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 惠 嗣  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年4月14日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田先進国コアファンド（年2回決算型）の平成28年8月23日から平成29年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田先進国コアファンド（年2回決算型）の平成29年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月10日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。